

データ名：シンガポール【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：6619

参照：26

シンガポール【安全の基礎】

シンガポール共和国

Republic of Singapore

出入国時の留意事項

●査証

観光，知人訪問，商用を目的とした旅行で，3カ月以内の滞在については査証は不要。ただし，入国時の滞在許可期間は通常一律に14日間なので，それ以上滞在する旅行者は許可期限の切れる前に移民局へ出頭し，滞在延期許可申請をしなければならない。

就業，興業，勉学を目的とする外国人で，3カ月以上シンガポールに滞在する場合は，査証が必要となる。出発前に各国にあるシンガポール大使館，または総領事館で入国査証を取得する必要がある。

なお，妊娠6カ月以上の女性はシンガポールに入国するに際し，たとえ2週間以内の短期間の観光旅行であっても，東京のシンガポール大使館で入国査証（Social Visit Pass）の取得が義務づけられている。また，妊婦が旅行中，もしもシンガポールにおいて出産した場合は，その子供はシンガポール国籍取得を申請しない旨の誓約をすることとなっており，過去，入国査証を東京で取得せずに来訪し，現地空港でトラブルを起こした例が数件生じている。

これは，シンガポールは国籍について「出生地主義」をとっていることと，本来のシンガポール国籍者以外（特に永住権保持者）の人口抑制を図るとの見地からの慣行で，Immigration Policy による取り扱いであって，法律，規則によるものではないが，シンガポールを訪れる外国人女性すべてに適用される。

●出入国審査

入国時に移民局出入国審査官に旅券と出入国記録カードを提出し，入国審査を受ける。手続きはきわめて能率よく簡単。短期滞在者の場合，14日間の滞在許可印が押される。通常は出入国記録カードに押印されるので，このカードを紛失しないように気をつけなければならない。14日間以上滞在する場合，移民局へ出頭し，滞在延期許可申請をする。

長期滞在者の場合もほぼ同様で，14日以内に移民局へ出頭し，EMPLOYMENT または PROFESSIONAL PASSESあるいは STUDENT'S PASS と同時に，再入国許可証印も併せて取得する。

なお，ヒッピーまたはヒッピーと間違われる服装をした者（長髪，ジーパン，サンダル履き等）の入国は禁止されている。

●通関

一般的には税関検査は比較的簡単。申告は課税物品を携行している場合以外は必要ない。無税で持ち込めるものは，酒類1本のみで，煙草は量の多少にかかわらず課税対象。禁輸入品は麻薬，ポルノ雑誌，ポルノフィルム，鉄砲，武器，刀剣類。ペット，動物および植物の輸入，輸出の場合は検査は別途必要となる。

滞在時の留意事項

●滞在届

長期滞在者はシンガポール国移民局に出頭し，滞在許可申請と再入国許可申請を行うこ

とが義務づけられている。移民局に届出の住所の変更、滞在期間の変更が生じたときは速やかに文書をもって届け出ることが要請される。

●写真撮影の制限

軍事関係施設のみ写真撮影の制限がある。なお、セキュリティの関係もあり、シンガポールにある外国公館（大使館、総領事館）の建物の写真撮影を行った場合、外国公館から警察当局へ被疑者逮捕の要請が出されると、写真撮影関係者の逮捕、取り調べが行われることがある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

シンガポールでは麻薬の所持、密売などは厳しく規制、取り締まられており、15グラム以上のヘロイン、30グラム以上のモルヒネ、およびコカイン30グラム以上、ハッシシユ200グラム以上、マリファナ500グラム以上、アヘン1.2キロ以上の所持、密売、輸出入および製造は死刑が科せられている。それ以下でも、たとえば1回分（0.05グラム）のヘロインの密売では、平均5年の懲役と5回の鞭打ちが科せられている。また、薬物検査などで麻薬中毒が認定されると、裁判を経ることなく、リハビリテーションセンターへ強制収容する保安処分がとられている。

●不法就労

外国人がシンガポールで就労するためには、必ず労働許可証の取得が法により規定されている。その労働許可証には次の2種類がある。

(1) EMPLOYMENT PASS 内務省が発給機関で、発給条件は月収1500ドル以上の熟練・専門知識を有すると認められる労働者。

(2) WORK PERMITS 労働省が発給機関で、発給条件は月収1500ドル未満の未熟練労働者。

労働許可証の申請に対し、発給を拒否された者は1週間以内に出国を強制される。労働許可証を持たずに就労した場合は、拘留刑ならびに罰金刑が科せられた後に強制退去。

●治安維持

外国の出版物は事前に検閲があり、政府を批判したものや、共産主義関係の出版物、風俗を乱すおそれのあるものは許可されない。旅行者の持ち込むものも原則として入国のときにチェックされる。また、国内には治安維持法があり、過激な政治活動は法律で厳しく規制される。

●その他特殊取締

ゴミをみだりに捨てたり、横断禁止場所を横断すると、最高500シンガポール・ドルの罰金が科せられるほど、市街地の美化に努めており、旅行者も協力するよう求められている。また、禁煙運動も盛んで、空調設備のあるレストランはすべて禁煙となっており、違反すると客と店の双方に罰則が科せられる。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

シンガポールでは総人口の76%が中国人、15%がマレー人、7%がインドおよびパキスタン人、その他が2%という構成になっており、文字どおりの多民族国家。こうした状況下で協調した生活を送るには、これら民族の風俗、習慣を知り、お互いに尊重し合うことが必要になる。

安全のためのひとくちアドバイス

シンガポールの治安は東南アジアの他の国々と比較すると、非常に安全な国であり、ことさらに神経質になる必要はない。しかし、いくら治安が良いからといっても、強盗、ス

り、ひったくり、空き巣、車上狙いなどの犯罪の発生率は日本と比較してみると、まだまだ高い。また、日本人は金持ちだというイメージがあるのか、日本人を狙ったと思われる犯罪（睡眠薬入りソフトドリンクを飲ませたうえでの窃盗、特に若い単独旅行者を狙ったいかさま賭博）が激増している。また、一流ホテルのレストラン、ロビーあるいは空港等でも置き引きが頻繁に発生し、旅券、金品の盗難にあう日本人旅行者が後を絶たない。常に自分の持ち物には監視の目を光らせること、単独行動を慎むこと、犯罪を誘発する行動、態度をとらないなどの配慮が必要である。

健康上の留意事項

年間を通じて高温多湿の状態が続く気候条件であるため、体力の消耗が激しいので、健康維持のためには適度の運動と十分な休養が必要不可欠である。多量の発汗のため水分を補給することも健康維持のための条件となる。

シンガポールの水道は安全でそのまま飲むことができるが、カルシウムが少ないので、他の食べ物で補充する必要がある。

シンガポールでかかりやすい病気は高温の気候から起こる皮膚疾患、風邪、気管支の疾患があげられる。皮膚病については身体を常に清潔に保つことで予防できるが、風邪は湿度の加減で治りにくい。

緊急時の連絡先

〈警察・火事・救急車〉 Tel.999

〈火事、救急車〉 Tel.995

〈病院〉

Singapore General Hospital Tel.2223322 (国立救急病院)

Mt.Elizabeth Hospital Tel.2350932 (私立救急病院)

シンガポール日本人会診療所 Tel.4696488

月～金 9:00～12:00

14:00～17:00

土 9:00～13:00

Green Clinic Tel.7348871

緊急時の言葉

「泥棒に入られた」＝シーフ・ブローク・イントウ・マイ・ハウス

「パトカーを呼んで下さい」＝パトロールカー・プリーズ

「救急車」＝アン・アンビュランス・カー・プリーズ

「私の住所は…」＝マイ・アドレス・イズ…

(緊急時の場合は簡潔に、要領よく、英文法にこだわらずをモットーに話すこと)

在外公館アドレス

●大使館

在シンガポール大使館

Embassy of Japan, 16, Nassim Road, Singapore, 1025

Tel.2358855～9

データ名：シンガポール「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：12633

参照：21

シンガポール「防犯の手引き」

防犯の手引き

1992年10月

在シンガポール日本国大使館

「東洋の奇跡」あるいは「ガーデンシティ」とその発展ぶりとそのユニークな国づくりが各国から誉め称えられているシンガポール、この若くて美しい都市国家には、益々緊密化する日「シ」関係を反映してか年間約100万人にも及ぶ邦人旅行者が訪れています。また、シンガポールに在留している邦人も1万54人を超えています。

しかしながら、邦人の動きが活発化するのに伴い、不幸にして犯罪の被害に遭われる方も年々増えてきています。

シンガポールの治安については、他の外国諸国と比較しますと、「非常に良い。安全な国」と言われており、ことさらに神経質になる必要はないと考えられます。

しかし、いくらシンガポールの治安情勢が良いとは言っても、強盗、スリ、ひったくり等の主な犯罪の発生率を日本のそれと比較しますと、まだまだ高い水準にあります。しかも、日本人については、「金持ち」「無警戒」というイメージがあるのか、日本人を狙ったと思われる犯罪が最近激増しており、「シンガポールの治安は良い」という言葉のみを鵜呑みにすることは危険なようです。

そこで、在留邦人の方を始め、その親族や知人の方々、旅行者の方々にシンガポールの滞在をより楽しく、かつ有意義にして頂くために、このたび「防犯の手引き」を作成致しました。

御参考にして頂ければ、幸いです。

2 注意すべき犯罪

邦人が、特に気を付けなければならない犯罪としては、強盗、空巣狙い、○ひったくり、○スリ、○置き引き、自動車盗、性犯罪などがあります。○印を付したものは、主に旅行者が被害にあっているものです。

強盗事件の手口は、日本語を話す者が、尤もらしい理由をつけて単独旅行者に近づき、睡眠薬入りドリンクを勧め、被害者が眠り込んだすきに金品を奪うというもので、最近非常に多く発生しております。また、若い旅行者を狙ったいかさま賭博事件も数多く発生しており、被害額が1人あたり200万円にも及ぶ場合があります。知らない人から声を掛けられても安易に応じないことが肝要です。

3 被害から身を守るための注意事項

(1) 犯罪の特徴

一般的に犯罪は模倣性や波及性が多くあります。これは、犯人が常習的に同一手口の犯罪を繰り返すことや、新聞、雑誌等で犯罪のヒントを得た者が、これらを模倣して犯罪を犯すためです。具体的には、同じ手口の犯罪が時間的に場所的に頻繁に発生するということです。

7～8年前には、日本人家庭ばかりを襲うという強盗事件が続発したという例もあります。従って、この種の犯罪を知ったときは、「次に、また発生する。」という前提で十分に注意することが大切です。

(2) 一般的留意事項

犯罪によっては、プロの手による不可抗力的なものもありますが、当地で被害に遭われた方の殆どは、不注意や防犯上の欠陥をつかれたものでした。このことは、平素からちょっとした防犯意識を持つことで犯罪を防ぐことができることを意味しております。

例えば、

- ・自分の物には常に監視の目を光らせる。
- ・犯罪を誘発するような行動、態度をとらない（危険と言われている場所へは近づかない）。
- ・家屋、自動車等については、必要な防衛措置を講じておく。

こと等は、最小限必要なことです。

よく言われることですが、公衆の面前で大金を数えたり、財布を無造作にズボンの後ポケットに入れ、外から丸見えの状態になっていたり、カバン等を放置したままその場を離れることなども厳に慎むべきことです。犯人は、この段階で狙いを定め、ちょっとした隙について犯行に及びます。

(3) 具体的留意事項

ア. 強盗

数年前に、日本人家庭ばかりを襲う強盗事件が連続発生しました。その手口は、複数の犯人が、主人の留守である平日の昼間を狙い、デパートの配達人やPUB（公益事業局）の検針人を装って被害者を安心させ、玄関が開けられるやいなや、ナイフ等の凶器で脅し、居合わせた主婦、子供、メイド等を縛り上げた後、金品を強奪するというものでした。

また犯人は、オーナーに頼まれて家を修理に来たとか、商品のセールスを装った事例もありました。

とかく、日本人は「世界一治安の良い国」と言われている日本に住んでいるためか、欧米人と比べて防犯意識が低いようです。欧米人は、玄関先にデパートの配達人が来た際は、身分証明書等で相手の身分を確認するまでは決して玄関を開けませんし、また、相手の身分を確認しても、二重ドアになっている外側の鉄のグリルは絶対に開けないと言われています。

従って、この種強盗事件の被害者とならないためには、

- ・自宅のドアや窓に鉄グリルをつけること。
- ・玄関ドアに覗き穴、安全チェーンをとりつけること。
- ・来訪者の身元を覗き穴で見て、さらに身分証明書等で確認するまで絶対にドアを開けないこと。この際、安全チェーンは必ずつけたままにしておくとか、鉄グリルは開けないこと。
- ・多額の現金や貴重品を自宅に置かないこと。

等を厳守する必要があります。

イ. 空き巣狙い

空き巣狙いは、平穏な家庭生活を侵害すると同時に、もし、家屋内に人がいる場合には強盗に居直られる恐れがあり大変危険な犯罪です。犯人は、犯行前には下見をするのが常ですから、家屋を防犯的に強固にし、犯人に、この家は入りにくいと思わせるようにすることが肝要です。

- ・玄関ドアや窓には鉄グリルを設置し、かつ、2カ所以上に施錠装置を取り付けること。
 - ・出かける際には、すべての窓を閉めるとともに、施錠を確実にしておくこと。
 - ・長期間留守（旅行、一時帰国等）にするときは、隣人に声を掛けておくとともに、最寄りの警察にパトロールを依頼しておくこと。
 - ・自宅に多額の現金、貴重品等を置かないこと。
- 等に留意する必要があります。

また、特に一戸建て家屋では、

- ・家の周囲に、侵入に使われやすいはしご等を放置せず、また、不要な樹木等は伐採す

るように努め、侵入者の家屋への接近を困難にする措置をとること。

・夜間の照明設備を設けて、外部を照らし出しておくこと。外側は明るく、内側は暗くが原則です。

・番犬を飼うことも効果的です。

ウ. ひったくり

多額の現金を扱う場合は、複数の人間に従事させるとともに必ず自動車を利用すること

一般的なひったくりの予防対策としては、

- ・多額の現金を持ち歩かないようにすること。
 - ・必要な場合の他、高価な装身具を身に付けて外出しないこと。
 - ・歩道の建物側を歩き、ハンドバッグ等は車道の反対側に携帯すること。
- 等があります。

エ. スリ

治安が良いといわれているシンガポールでも、多くの被害者が出ております。主として観光客、主婦が観光地やデパート等混雑した場所で被害にあっています。

当地のスリの特徴は、3～4人で仲間をつくり、2人が被害者を前後から挟み、前者がコインやハンカチ等を落して被害者の注意をそらせ、その間のわずかな隙に後者が金品等をすり取り、ただちに他の仲間すり取った金品を引き渡して逃走するという手口が多くみられます。被害者が犯人を追い掛けようとしても、どの犯人を追い掛けてよいかわからず、仮に彼らの1人を捕まえたとしても、その犯人は盗品を持っていないということになります。したがって、混雑した場所で他人から押されたり、触られたりしたら、ただちに所持品をチェックすることが必要です。

スリに予防対策としては、

- ・多額の現金や貴重品は持ち歩かないこと。パスポートや必要以外の現金はホテルのセーフティボックスに預けること。(旅行者)
 - ・ズボンの後ポケット等、外から見えるところに財布を入れることなく、内ポケットに入れるかボタンでとめるか等の措置を講じること。
 - ・混雑した場所では、ウエスト・ポーチ、ボンネット等はできるだけ自分の前に抱えること。
 - ・キャッシャー等で支払う場合には、財布の中身をのぞかれないようにすること。
- 等が大事です。

オ. ホテルでの犯罪

ホテルの中でも多くの犯罪が発生しております。

最近の例としては、旅行者がカウンターでチェック・インしている間に、足下に置いていた旅行鞆を持ち去られてしまったり、チェック・イン後、部屋に入り落ち着いたところホテルの従業員と称する2人組が訪れ、うち1人がバスルームの使用方を説明すると言って客をバスルームに招き入れている間に、他の1人が金品を盗み出したという被害が発生しています。

従って、日本から親族・知人を呼び寄せてホテルに宿泊させる場合には、このような犯罪が多いことを知らせるとともに、私達がホテルを利用する際にも、次のことに注意する必要があります。

- ・自分の所持品からは、絶対に目を離さないこと。
- ・パスポート、現金等の貴重品はチェック・イン後、ただちにセーフティボックスに預けること。
- ・ホテルの自室にいる時は、必ず防犯チェーンを掛けておき、ノックされても不用意にドアを開けず、まず、相手を確認すること。また、ホテルの従業員と称する者に対しても、安易に部屋に入れないこと。

カ. 性犯罪

犯罪統計によりますと、当地は日本以上に性犯罪が発生していますので、女性の方は十分注意する必要があります。

最低限、

- ・大胆に素肌を出した服装や、高価な装身具を身に付けた派手な服装は避けること。
- ・夜間の一人歩きは避け、二人以上で行動すること。
- ・リフトを利用するときは、見知らぬ男性と一緒に同乗は極力避けること。
- ・ホテルの自室にいる時は、必ず防犯チェーンを掛けておき、ノックされても不用意にドアを開けず、まず、相手を確認すること。また、ホテルの従業員と称する者に対しても、安易に部屋に入れないこと。

等を注意する必要があります。

キ. 自動車盗

自動車盗に関しては、自動車そのものを盗む自動車盗、自動車内の物品を盗む車上狙い、自動車の部品（タイヤ、サイドミラー等）を盗む部品盗があります。

当地は国が小さいためか、証拠として残る自動車盗は少なく、車上狙いが殆どです。従って、その被害を防止するためには、車内に貴重品を置かないことが大切です。よくトランク内は安全だと思いがちですが、犯罪のプロにとっては、合鍵を使わずに車のドアを開けることは極めて容易であるということを知った上で、次のことに心掛けたいものです。

- ・守衛のいる駐車場を利用するよう心掛ける。特に、夜間の路上駐車は避けること。
- ・短時間の駐車であっても必ず全ドアをロックすること。
- ・車内（トランク内を含む）に貴重品を残さないこと。
- ・ヒッチハイカー、面識のない者を車に乗せないこと。

4 交通事故防止

シンガポールは、国際運転免許証を所持していれば入国したその日から運転でき、また、交通ルール、交通標識等も殆ど日本と同じですから、最初から違和感なく運転できると思います。

ただし、一般的にシンガポールでは、運転者がスピードを出し過ぎますし、車間距離を十分に取らない傾向があります。このため、一旦交通事故が発生しますと大きな事故につながってしまいます。一見便利な自家用車も、その背後には、このように大きな危険をはらんでいるということを忘れてはなりません。交通事故を起こせば、運転者は刑事罰（罰金、懲役）、民事罰（損害賠償）、行政罰（運転免許証の停止）という三種類の責任が、同時に課せられます。加害者はもちろん、被害者であっても交通事故の当事者になると、楽しいはずのシンガポール滞在が一瞬のうちに暗く悲しいものになってしまいます。

数多い邦人の中には、交通事故のために一生を棒に振ってしまった方もいます。

そこで、交通事故を起こさない運転方法についてですが、シンガポールの交通規則を遵守することは当然のこととして、特に、次のことに留意して頂きたいと思います。

○制限速度を守る

当地の道路はよく整備されており、一方通行が多く、また車優先のお国柄のせいとか、とかくスピードを出しがちです。しかし、スピードの出し過ぎは、一瞬の判断、行動の遅れとなり、事故の原因につながります。また、スピードに起因する事故は、致死率が高く大きな事故になってしまいます。

○飲酒運転をしない

飲酒運転については、日本ほど取締りが厳しくないため安易に考えがちですが、酒を帯びての運転は、スピードを出しているとき以上に一瞬の判断、行動を狂わせ、大事故の原因となります。加えて、軽微な事故であっても飲酒状態だと処罰が重くなります。

警察では飲酒運転による事故を重視し、飲酒運転自放キャンペーンを実施しており、取締りも強化しています。

○シートベルトを必ず着用する

規則では運転者も同乗者もシートベルトの使用の責任を負うことになり、違反すると罰金120\$が科せられます。また、10月1日からは後部座席でもシートベルトの着用が義務づけられました。

○車間距離を十分に保つこと

当地の運転者は、自動車はブレーキを踏みさえすれば、制動距離がなく瞬時に停止できると誤解しているのではないかと思われるぐらい車間距離をとりません。また、当地の事故形態の第一は追突事故ですが、十分な車間距離をとっていないことが事故の原因となっています。特に、路面が湿潤している場合及び高速道路においては、十分な車間距離を保つ必要があります。

○歩行者のとび出しに注意する

当地は車優先社会であり、歩行者保護のための施設（歩道、横断歩道、ガードレール等）が十分に整備されていません。従って、殆どの道路で歩行者の横断が禁止されているにも拘らず、歩行者の禁止場所横断は後を絶ちません。いつ、どこからでも歩行者が飛び出してくるという危険性がありますので十分注意が必要です。

○オートバイ等には特に注意する

オートバイは、日本と違い車両通行帯（レーン）による通行区分の指定はされていないので、どの交通帯でも割り込んできます。従って、オートバイとの接触事故が多く起きています。

また、最近では自転車の通行も良く見かけられるようになってきました。日本と違い路側帯がないため、自転車が車道部分を走行している場合が多く見受けられます。オートバイと同様、接触事故には十分注意する必要があります。

5 緊急時の連絡先等

(1) 警察・消防

不幸にして犯罪の被害にあった場合は直ちに警察へ連絡すること。早期の通報は犯人逮捕に効果があります。

電話先は999番です。これは日本の110番にあたります。

交通事故の場合も同様です。

急病人、火災の場合の連絡先は995番です。

(2) 緊急時の連絡要領

999番や995番では、簡単に要領よく、文法にこだわらずに話すことが大切です。

例えば

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ・泥棒に入られた | A thief broke into my house |
| ・至急来て下さい | Patrol car, please |
| ・私の名前は | My name is |
| ・住所は | My Address is |
| ・電話番号は | Telephone number is |

くらいで十分でしょう。

※緊急時に必要な用語

- | | | |
|---------------------|------------------------|-----------------|
| ・殺人 Murder, | ・強盗 Robbery, | ・スリ Pick pocket |
| ・ひったくり Snatch theft | ・交通事故 Traffic Accident | |
| ・救急車 Ambulance Car | ・火事 Fire | |

データ名：スリランカ【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：6171

参照：16

スリランカ【安全の基礎】

スリ・ランカ民主社会主義共和国

Democratic Socialist Republic of Sri Lanka

(注) 1994年1月15日現在、スリ・ランカには注意喚起が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

入国査証には通過査証・訪問査証および滞在査証がある。ただし、通過・訪問目的であれば、1カ月以内の滞在には査証を必要としない。滞りの延長は、通過入国者については認められないが、訪問入国者については6カ月まで認められる。1カ月以上の滞在が予想される場合には、事前に日本のスリ・ランカ大使館で訪問査証を取得しておけば、延長手続は比較的容易である。赴任者などの1年間の滞在者は最初3カ月の滞在査証を取得し、入国後、長期滞在査証に切り換え、その後は、1年ごとに更新する。なお、無査証者は拘留されることがあるので要注意。

●出入国審査

特に厳しくはなく、時間もかからないが、偽造旅券・偽造査証所持者および要注意人物は入国を拒否される。

●外貨申告

外貨の持ち込み制限はない。ただし、時々予告なしで制度が変わるので、入国前に、航空機(船舶)内で、乗務員に確認するとよい(つい先頃までは、持ち込み金額を正確に申告する必要があり、後日出国するときに、申告書の半券と残り金額を照合し、罰金を徴収していた。日本人で罰金を徴収された者がいた)。

●通関

入国時の税関検査は、日本人に対しては比較的緩やかだが、麻薬、金塊、鉄砲などの持ち込みは禁止されており、これらについては、日本人といえども厳しくチェックされる。過去に、金塊の密輸で逮捕され、長時間拘留された日本人もいる。また、出国時は、セキュリティ上の理由もあって、入国時よりもチェックが厳しく、すべての荷物に対してX線による検査(空港ターミナル入口)および開披検査(チェックイン手続直前)が行われている(手荷物については、搭乗直前にもう一度X線の検査)。

古い骨董品およびワシントン条約にある禁制品(象牙、べっこう、動物の皮など)の持ち出しは禁止されている。

滞在時の留意事項

●滞在届

1カ月以上滞りする外国人は、外国人登録が必要。

●旅行制限

北・東部地域では、政府軍とタミル過激派(LTTE)との戦闘状態が依然として続いており、きわめて危険な治安状況にあるので、同地域への立ち入りは絶対に行わないこと

●写真撮影の制限

空港、国防地域（陸海空軍基地）等では、写真撮影が禁止されている。また、一部の寺院では寺域内（特に内陣）での写真撮影を禁止しているの、要注意。「文化三角地帯」の仏跡では、建て前は禁止でも、入場料以外にカメラ・ビデオ等の持ち込み料金を払えば撮ってよい場合が多い。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の売買、所持については、厳罰で臨んでいる。最高刑は無期懲役。日本人で逮捕・拘留され、罰金および国外追放を受けた者もいる。

●不法就労

旅行者が就労することは禁じられている。これに違反した場合、罰金、または禁固刑を科され、強制退去、今後の入国拒否の対象となる。

●治安維持

外国人によるいかなる政治活動も許されていない。違反の場合は留置、強制退去の対象となる。特に、政治的な不安定要因として、タミル分離主義者と多数派シンハラ人との民族問題を抱えているので、言動には十分注意する必要がある。

●その他特殊取締

ヤミドルの売買は不法行為。ただし、宝石店などで、米ドルが事実上通用する場合があります、これらは厳密には不適法であるにしてもおおむね「大目に」見られている。

売買春行為も厳しく禁じられている。

警察や軍の検問所が所々に設けられており、停止を命じられた場合には指示に従うこと。過去に、日本人が検問所を突破しようとして射殺された例がある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

仏教徒が大多数を占めるが、ヒンズー教、イスラム教、キリスト教の信者もいる。それぞれが敬けんな信者である場合が多く、また宗教が生活と深く結びついている。したがって、外国人といえども宗教上の習慣を尊重すべきであり、寺域などに入る場合には、必ず靴や帽子を脱ぎ、女性は極端に肌を露出した派手な服装は慎むべきである。

旅行者を狙って親しげに近づいてくる人間が多いので要注意。知らないうちに被害にあったり、また仲介を買って出た人物もグルになって、多額の金銭をだまし取るといった例が多く報告されている。

安全のためのひとくちアドバイス

現在、北・東部では政府軍とタミル系過激派との戦いが続いており、きわめて危険な状況下にあるので、北・東部へは立ち入らないこと。

また、コロombo市内でも、1992年に2件、1993年も8月までに大統領の暗殺事件を含め、すでに2件の爆弾テロが発生し、一般市民を含む犠牲者が出ており、今後ともこのような爆弾テロの可能性を否定することはできない状況にある。したがって、爆弾テロの目標となりやすい軍や警察関係施設にはできるだけ近づかず、また北・東部以外の地域の旅行についても、あらかじめ各地域の治安情報を把握し、安全に留意するとともに、旅行中は現地関係者、関係機関と十分に連絡をとって慎重に行動することが望ましい。治安情勢次第では外出禁止令（カーフェー）が発令されるので、その際にはラジオ・テレビなどのニュースなどに注意する。旅行者であるからといって“甘え”ることなく、警察・軍の指示には、絶対に従わなければならない。

当然のことながら、何か起こった際には、コロomboの日本大使館に連絡すること。

また、外国人が殺人や強盗といった凶悪犯罪に巻き込まれることは少ないが、コロombo

市内でも、裏通りなどには犯罪が多く発生している地域もあり、夜間の一人歩きには注意を要する。その他の地域も含めて旅行者が詐欺やスリの被害にあうケースは多い。

交通事情に関しては、道路標識や信号が少なく、交通マナーが悪く乱暴な運転が多いほか、相当な老朽、整備不良車が走っていることもあり、事故が多く発生しているので注意をすること。

健康上の留意事項

水道水の直接飲用は絶対に避け、必ず煮沸し過ぎたものを用いること。一流ホテルでは通常、煮沸し過ぎた水またはミネラル・ウォーターが準備されているが、そのようなサービスのない場所では、確認することが必要。

蚊を媒介とする伝染病（マラリア、日本脳炎、デング熱など）が多いので、蚊取線香、虫よけスプレーなどを用い、蚊に刺されないよう注意すること。

高温多湿のため身体が疲労しやすいので、過密なスケジュールを避けることが望ましい。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.433333

〈消防署〉 Tel.422222

〈救急車〉 Tel.422222 (一般)

Tel.691111 (ジェネラル・ホスピタル・アクシデントサービス) : 事故等に遭

ったとき

〈病院〉

ナワローカ・ホスピタル Tel.544444, 546258

スリ・ジャヤワルダナプラ・ホスピタル Tel.563610

緊急時の言葉

「泥棒」=ホレック

「助けて」=ヘルプ

「警察」=ポリースィヤ

「警察を呼んでくれ」=ポリースィヤタ・カターカランナ

「パトカー」=ポリスカール

「救急車」=アンビランスエカ

在外公館アドレス

●大使館

在スリ・ランカ大使館

Embassy of Japan, No.20, Gregory's Road, Colombo 7, Democratic Socialist Republic of Sri Lanka (P.O.Box 822 Colombo)

Tel.693831~3 (9:00~17:00)

692154 (夜間および祝日・土・日曜日)

データ名：タイ【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：7939

参照：34

タイ【安全の基礎】

タイ王国

Kingdom of Thailand

出入国時の留意事項

●査証

一般旅券で15日間以内の就労を伴わない短期滞在であれば無査証で入国することが可能である。ただし、無査証入国の場合は出国のための予約済み航空券および3カ月以上の有効期間が残っている旅券の所持が必要であり、また、原則として滞在期間の延長はできない。15日間以上滞在を希望する場合はあらかじめ査証を取得する必要がある。通過査証は30日間観光査証は60日間の範囲内で入国が許可される。商用目的の場合は非永住査証の取得が必要。

●出入国審査

入国にあたっては渡航目的、滞在期間に応じた査証を取得していれば特に問題となることはない。

●外貨申告

タイの外貨管理については、大幅に自由になっており、持ち込みについては外貨、タイ通貨ともに無制限である。ただし、タイ通貨の持ち出しについては出国の際、原則として5万バーツまでに制限されている（例外として、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナムへ出国する場合は25万バーツ）。

●通関

無税で持ち込めるのは身の回り品のほか、酒類1リットル、香水1オンス、紙巻煙草200本またはその他の煙草類250グラム以内など。なお、麻薬、陶器類、米、植物、果実（一部を除く）については持ち込み禁止。象牙等ワシントン条約規定の規制品の輸出入が禁止されているほか、古美術、宗教関係工芸品、仏像等は文部省芸術局の輸出許可証明が必要。

滞在時の留意事項

●滞在届

一般旅行者には義務づけられていないが、90日以上滞在する場合には移民局に「居住場所」を届け出る必要があり、届出は90日ごとに行うように義務づけられている。永住査証所持者には外国人登録が義務づけられている。

●旅行制限

国境付近等への入域が制限される場合がある。

山岳少数民族居住地帯へ赴く一部のトレッキング・ツアーは予想もしない結果をもたらすことがあり、危険なので、事前にTAT（タイ国政府観光庁）などに照会する必要がある。また、山岳地の夜間走行は安全上からも避けるほうが賢明。タイ・ミャンマー国境（メーサイ）は1992年10月より外国人観光客にも開放され、ミャンマー側チャントウ県までの入国が可能になった。

●写真撮影の制限

ごく限られた施設（たとえばエメラルド寺院内の仏像および軍事施設など）での写真撮影は禁止されているが、このような場所には必ず「写真撮影禁止」の立て札がある。タイ国民は仏教に対する信仰心があつく、仏像を神聖なものとして崇拝しているため、大仏に上がって記念写真を撮ったり、僧侶に無遠慮にカメラを向けることは慎まなければならない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

タイの麻薬取締法はきわめて厳しく、違反した場合の最高刑は死刑となっている。他方、この国はいわゆる「黄金の三角地帯」と称される麻薬生産地帯を後背地として抱えており、ツアーガイドやホテルのボーイ、歓楽街周辺でタクシー運転手などから声をかけられ、麻薬に誘われたりするようなこともあるが、きっぱりと断わらないと大事件に巻き込まれ、取り返しのつかないことになる（売り手が報奨金目当てに取り締まり当局に通報することが多い）。

実際に麻薬所持現行犯として警察当局に逮捕され、刑務所に服役している日本人旅行者がいる。

●不法就労

外国人の就労については、労働社会福祉省に所定の申請様式で申請し（代理申請も可能）、タイ到着後労働許可書の交付を受ける必要がある。許可を得ずに就労すると、3カ月以内の禁固または5000バーツ以下の罰金。

●治安維持

共産主義活動を禁止する「反共法」があり、共産主義活動の集会への参加、同活動への支援勧誘、財政的援助などの行動が広範囲にわたって禁止され、刑罰が定められている。

●その他特殊取締

タイ国民の国王および王族に対する尊敬の念は深く、外国人旅行者といえども国王および王族に関する言動には十分な注意を払う必要がある。

劇場、映画館では開演時、国王讃歌が奏でられるが、その際は讃歌が終了するまで全員起立する必要がある。

そのほか、タイには売春取締法、婦女子人身売買取締法、職業斡旋および労働保護に関する法律などがあるので、歓楽街周辺で客引きや白タク運転手などの相手にならないほうが賢明。また、賭博は禁止されている。

東南アジアでも有数の観光地であるパタヤでは、沖合の島や海の上で実弾を使った射撃を勧められることがあるが、それらの場所での射撃は違法で、官憲に発覚した場合、拘禁刑や罰金刑が科せられたり、誤って大きな事故につながったりすることがあるので、誘いに乗らないよう厳に慎むべきである。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

タイの法律には宗教に関する規定を含んだものが多く、たとえば寺院で宗教を侮辱するようなことや儀式を妨害したりするような行為は厳しく罰せられる規定も含まれている。

仏像は、たとえそれが壊れたものであっても神聖なものとしてされており、これに対し敬意を欠くような振る舞いは望ましくない。僧侶は上座部仏教の教義に則り、絶対に女性に触れたり、触れられたりしてはいけないことになっているので、公共の乗り物の中では注意を要する。

安全のためのひとくちアドバイス

バンコクは急速に都市化を遂げ、これに伴い殺傷事件や強盗、泥棒などの犯罪発生がし

ばしば新聞で報道されている。このような最近の治安状況の下では「旅の恥はかき捨て」的な行動を取ると思わぬ犯罪に巻き込まれる恐れもある。歓楽街などで見知らぬ人からの甘い誘いには絶対に乗らないことが肝心。

特に単独旅行者を狙って金銭を巻き上げる次の3つの手口による犯罪が、近年バンコクで頻発している。

(1) 巧妙にトランプ賭博に誘い、八百長で有り金を全部巻き上げるばかりでなく、貸し金の回収と称して被害者のクレジット・カードで貴金属を購入させ、多額の負債を抱え込まされるケースも多い。

(2) 言葉巧みに近寄ってきて、親切にも水上観光等に案内してくれるが、最後に法外な船代を請求（船頭と共謀していることもある）したり、借金を申し込んだりする。

(3) マレーシア（その他フィリピン、シンガポール）からきた旅行者と称する女性が、言動巧みに男性旅行者をモーターに連れ込み、知らぬ間に金銭およびパスポートをスリ取ってしまう。車を運転する女性が、目的地まで送ってあげるといって近寄ってくるケースも同様。

チェンマイでも外国人旅行者を狙ったひったくり、スリ、置き引きが近年増加しており、また各地の観光名所や女宿等において、言葉巧みに近寄ってきた者にジュース、コーラの中に入れた睡眠薬を飲まされ、金銭を取られるケースも発生している。特に夜間の女性の一人歩きは好ましくない。

なお、旅券の盗難、紛失が多発しているため、常々、その保管管理には注意が必要である（たとえば、ホテルではセーフティ・ボックスへ預ける等）。

健康上の留意事項

タイの医療・衛生事情は近年改善されてきているが、都市部と地方とでは格段の差があるので、注意を要する。特に地方旅行の場合には、マラリア、デング熱、寄生虫等に感染する日本人が少なくないので、蚊に対する予防措置を講じることや生水、生の魚介類等の摂取は厳禁。一流ホテル、レストランでの飲料水はさほど心配なく飲用できる。

バンコク市内には、日本に留学経験があり日本語に堪能な医師を抱えた病院があり、緊急医療には便利である（バンコク・ジェネラル病院、バムルンラート病院、ラーマ9世病院）。外国人に対する疾病保険制度はない。

タイは高温多湿という、日本人にとっては不慣れた生活環境にあるので、日常生活においても行動にゆとりをもち、十分な睡眠を取って体調の保持を図ることが大切である。

緊急時の連絡先

●バンコク

〈警察〉 Tel.191, 123

〈観光警察〉 Tel.2216206~10

〈観光者支援センター〉 Tel.281-5051, 281-0372

〈消防署〉 Tel.199

〈救急車〉 Tel.281-1544, 252-2171~5

〈病院〉

バンコク・ジェネラル病院 Tel.318-0066~69

バムルンラート病院 Tel.253-0250~69

ラーマ9世病院 Tel.248-8020

●チェンマイ

〈中央警察署〉 Tel.221040, 277447

〈メーピン警察署〉 Tel.275715

〈観光警察〉 Tel.248974

〈犯罪〉 Tel.191, 278991

〈消防署〉 Tel.236193

(救急車) Tel.236017

(病院)

スアンドーク大学病院 Tel.221122

ランナー病院 Tel.211037

緊急時の言葉

「日本大使館へ電話して下さい」=チュアイ・トー・パイ・サタン・トゥート・ジーブン

「警察を呼んで下さい」=チュアイ・リアック・タム・ルアット

「救急車を呼んで下さい」=チュアイ・リアック・ロット・チュックチューン

「すぐ来て下さい」=マー・レオレオ・ノーイ

「助けて下さい」=チュアイ・ドゥアイ (繰り返す)

「重病人です」=ミー・コン・プワイナック

「火事です」=ファイマイ (繰り返す)

在外公館アドレス

●大使館

在タイ大使館

Embassy of Japan, 1674, New Petchburi Road, Bangkok 10310, Thailand

Tel.252-6151

領事部 (郵便物あて先は大使館と同じ)

Consular Section, 9th Floor, Sermit Tower, 159 Asoke Road, Bangkok
10110, Thailand

邦人援護直通 Tel.260-8502

●駐在官事務所

在チェンマイ駐在官事務所

Japanese Consular Post at Chiangmai, 14

Boonruangrit Road, Chiangmai, 50200 Thailand (P.O.Box 77, Chiangmai
University's Post Office)

Tel.221-451,222-865

データ名：タイ「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：40073

参照：29

タイ「防犯の手引き」

タイでの快適な生活

安全のために

1992年11月

タイ国日本人会・安全対策委員会

在タイ日本国大使館

目次

はじめに

1. 生活のよりどころ「安全」
 2. 安全策の検討
 - (1) 地域社会との交わり
 - (2) 使用人は「安全の要」
 - (3) 住宅は安全の「トリデ」
 - (4) 自宅の外での安全は？
 - (5) 女性のために
 - (6) 子供のために
 3. 被害を受けたときどうする
 - (1) 逃走、抵抗のチャンス
 - (2) 対処具体例
 - (3) 警察への連絡
 4. 特に旅行者のために
 - (1) 罰は重い
 - (2) 具体例
 5. テロ・誘拐等から身を守るために
 - (1) 身近にある危険
 - (2) 相手はプロの集団
 - (3) 情報は最良の護身具
- 付. 主要電話番号表

はじめに

タイ王国は、「微笑の国」とも形容され、人々の笑顔はやさしく、挨拶の“ワイ”は礼儀の正しさを感じさせるとともに優雅でもあり、我々在留邦人に疎外感を感じさせません。タイの人々はその日常の社会生活において常に「サバイ」（肉体的、精神的に健全、気分が良いこと）、「サヌク」（おもしろい）、「マイペンライ」（なんでもない、どうにかなる）の3つを判断基準にしているとのことで、自らも他人も常に「ユードイーキンデー」（ここち良い生活）であり、あるいは、「コーハイミー・チーウィット・ティー・ラブルーン・マイミーパンハー」（何ら問題のない平穏な生活でありますように）と日々祈っているとのことです。

しかし、急速な都市化と経済的な発展を遂げている当地では、殺傷事件や強盗、泥棒などの犯罪事件が毎日のように新聞紙上を賑わしており、一般的な治安状態は決して良いとは言えない状況です。

ですから、伝統的に平穏な日々を求めるタイの人にも犯罪による被害の防止に個人個人

が常に細かい注意をしています。道路でバス待ちをしている人々のうち、多くの女性がハンドバッグをしっかりと抱えこんでいる姿を目撃した方も多い事でしょう。このような当地の実状から我々自身もまた被害にあわないよう安全対策を考えた生活をする必要があります。安全対策といっても極端に外出を控えるとか生活のパターンを変えるという大袈裟なものではなく、「ころばぬ先の杖」とか、被害を受けないための小さな気配りと考えて頂き、日頃から、「ちょっと気をつける」ということを習慣として身につけていただければ良いと思います。

在留邦人の皆様及び旅行等で来タイされる親類、友人等の皆様の毎日が、生活、仕事、旅行ともに「サバイ」「サヌク」で「マイミーパンハー」でありますことを願っております。

1. 生活のよりどころ「安全」

我々はどんな社会に住んでいても常に無防備でいて良いということはありません。子供ならば、親や学校がその安全を守ってくれましょうが、独立した個人としての我々が社会生活を営むときに、安全を与えてくれる第三者はおりません。安全は、与えられた条件の中で、自分自身によって守らなければなりません。タイの社会に生きる我々在留邦人は、タイの社会秩序の下に、タイ政府の保護下にあるわけですが、当然そこには日本の社会と違った面があります。近代社会としての価値観は共通していますが、生活様式や物の考え方も日本とは異なったものを持っているタイ社会ですから我々の側もそれに見合った生活をするようになります。

例えば、日本では女中を雇うことなぞ最早ほとんどできませんが、タイでは社会的地位のある人は雇わない方がむしろ不自然であり、その使い方も慈悲を基にした扱い方が要求されています。しかし、女中を使う経験のない我々在留邦人は問題がおこる度毎に戸惑うばかりです。

「日本人は水と安全がタダだと考えている民族だ」と言われます。タイの社会に住む我々は、タイの考え方に沿った安全の考え方について改めて検討してみる必要があるのではないのでしょうか。御夫婦だけでなく、子供も、女中も、運転手も、近隣の住人も全てひっくるめての安全確保、タイで快適な生活を送るためにどうしたら良いか、考えて下さい。

次のスローガンは、そのガイド・ラインともいえるものです。

一人一人が、自分に与えられたいろいろな条件を加味して、最も適切なやり方を考えて下さい。安全はあなたの掌中にあります。

- ①毎日が安全であってこそ快適だ。(安全対策の慣習化)
- ②安全は自分で守らなければならないが、自分ひとりでは守れない。(安全対策の範囲)
- ③賢く行動し、相手に乗ぜられないようにしましょう。(安全対策は的を射ているか)
- ④我々は外国人だ。目立つ行動を避けよう。(ねたみは迫害の母)
- ⑤使用人・隣人を大切に扱おう。(うらみは犯罪の母)

2. 安全対策の検討

安全は自分の意志で守らなければならないませんが、しかし自分一人では守れません。住んでいる地域の住人、警察などの協力が必要です。特にバンコクを離れて工場を建設しそこに居住するというような場合には、地区の有力者・警察との緊密な連携、情報交換が必要です。見知らぬ土地はそれだけリスクが大きいのですから、その土地の事情通からこまめに話を聞くことが大事で、安全についてはまず情報を集めることから始めて下さい。

安全に関する問題点が把握できれば、その対策は比較的容易に作れます。以下では注意すべき点毎に取りまとめました。

(1) 地域社会との交わり

バンコク市内ではあまり必要はありませんが、郊外に住む場合には、その地域の有力者(市長、軍人、警察署長、地主などの実業家)と良好な関係を保ち、定期的に会食したり

する事も大事です。また地域の行事やチャリティー活動にはできるだけ参加するよう努めることによって一般の人々との信頼関係も生まれ、安全に大きく寄与します。バンコクでは、ほとんどがアパート住まいですが、アパートの住人同士の交流や、警備員との関係に気配りが必要です。

(2) 使用人は「安全の要」

ほとんどの在留邦人の家庭では女中あるいは運転手を雇用していますが、訪問者の対応、留守番、戸締りなど一般的なことは女中に扱わせるところが多いため、これら使用人の採用時のチェックと常日頃の機能的な管理・指導は安全対策のポイントとも言えます。当地では女中に手引きをさせて泥棒に入るという手口もありますし、使用人は「安全の要」とも言えます。

以下は一般的な使用人の採用と管理の要領をまとめてみました。

- ①使用人の募集・採用は市内の私的な斡旋所を利用することなく、信頼できる人の紹介、日本人会、あるいは在留邦人との情報交換を利用する。
- ②応募者には必ず面接する。面接で聴取しておく内容は応募者本人とその家族に関する事など身元を特定する事柄を優先させる。
例えば出身地、両親、兄弟の氏名、職業、勤め先、本人の家族関係、配偶者があれば、勤め先、連絡先、本人の前の勤め先と辞めた理由・働きたい理由、結婚予定、邦人家庭で稼働中の友人、知人の有無、あれば氏名と勤め先、借財の有無、その他
- ③採用決定前に本人の国民証（IDカード）と住居登録票（家族全員のもの）を提出させ本人の説明と対照する。
- ④応募直前に勤めていた家の主人あるいは会社、工場等に電話等により、照会してみるのもよい。
- ⑤採用後は安全対策の重要性を充分説明して、それらを例外なく常に実行するように指導する。対策が実行されていないと気が付いた時は、その都度注意し指導する。

(3) 住宅は安全のトリデ

住宅は人生の半分以上をすごす所であり、その快適性はまず優先的に確保されるべきものです。採光、換気、雰囲気と共に安全性についても充分に考えておく必要があります。住宅に簡単に入られるようでは、快適な生活どころではありません。ここでは場合を分けて考えてみます。

1. 空巣、忍び込み、押し込みなど

空巣狙いは家人が不在であることを幸いに戸締りのないドアや窓（台所やトイレの窓はつい錠を忘れてしまう）から、ガラスを破ったり、合鍵等を使って家の中に入り、部屋中を物色して現金や貴金属あるいは家財道具一切まで盗み去る泥棒です。又、忍び込みとは、主として夜間に、家人が就寝中に屋内に侵入し金品を盗む泥棒で、物色は寝ている枕元でもすることが多いため、途中で家人がこれに気付いて起きた時など、泥棒は捕まらないようにしようと家人に刃物や銃をつきつけたりして強盗に居直ることのある危険な犯罪です。空巣狙いもこれと同様で外出から帰宅したところ物色中の泥棒と「はち合わせ」してしまった場合も居直り強盗に豹変します。

家の中に侵入する泥棒の多くは、その特徴として

- ①仕事にかかる前に、その家の出入口や窓の位置、間取り、塀の高さ、外出時間、就寝時間、番犬の有無、女中部屋の位置等を良く調べています。
- ②そのうえで逃走口、逃走手段をあらかじめ決めて準備し、それから自己の経験上、もっとも確実で成功率の高い方法で着手します。
- ③いかに犯行に手慣れた泥棒でも家人や通行人、警察官に捕まらないようにすることだけは常に考えており、したがって捕まらないで逃げるためには、どのようなことでもやります。
- ④一般的に泥棒は、雨の音などにまぎれて侵入をねらう事が多いのですが、侵入に手間取る場合、危険を冒すことなく断念します。

⑤ドライバー等の凶器になり得る侵入道具のほか、刃物、銃器などの凶器を携帯しており、いつでも、しかも簡単に強盗や殺人犯に早変わりします。

このように家の中に侵入して行う犯罪への対策は言うまでもなく、家の中に入られないようにすることで、それには、単に物理的な施設のみでなく、家主、ハウスキーパー、近隣の親しい友人などの協力を得るほか、女中に対する適切な管理、指導も必要です。又、運悪く「仕事」の泥棒と出会ってしまった場合には、過剰な反応を示して最悪の事態を招かないよう（実は相手の泥棒も内心とてもこわいのです）、心掛けておくことも大切です。

(A) 空巣

「アパート、一軒屋共通」

*外出時には各窓、各部屋のドアを確実に施錠し、外出時間の長短により戸締りの手抜きをしない。

各部屋のドア及び部屋内のクロゼット等を施錠することにより、侵入した部屋以外の部屋への侵入を防止し、被害を最小にとどめることができます。

*ほとんどの玄関ドアの外錠はシリンダー錠（さしこみ）であるが、施錠した場合に、シリンダー（突出部分）が錠受け穴（柱側のシリンダー受け穴）に充分入っているか確認する必要がある。これが数ミリしか入らないなど不十分であるときは、ドアを強く引くと開くことがあり、最低1センチ位入る様になります。又、ドアと柱とのすき間が狭い程良く、できれば、外側からすき間に何も入られないようにスチールカバーを取付けることが望ましい。

*シリンダー錠を選ぶ場合、ノブに鍵穴がついているものは破壊に弱く、すぐぐらつくので、シリンダーを出す鍵穴とノブが別になっている方がよい。ノブを取りはずす泥棒道具があります。

*一般にアパートも一軒家も、母屋と女中部屋がドア一枚でつながっている構造が多く、女中部屋の出入口は一軒屋の場合は裏側に、アパートの場合は各階の踊場にあり母屋の施錠が完全だと確認されても、女中部屋から母屋に侵入することが容易です。したがって女中部屋との間のドアも母屋側から施錠するか、それが不都合の場合は外側からの女中部屋への出入口も常に確実に施錠させておく。又、女中が外出する際は、必ず施錠することを日頃からろうるさく指示しておく必要があり、特に玄関が女中と兼用する構造のアパートは要注意です。

*日頃から隣家あるいは隣室の居住者と良好な関係を保持し、外出時にはお互いに声をかけ合い、外出の一応の所要時間及び「完全に戸締りしたので、不在中家の中に入れるべき訪問客はない」旨を告げておく。

*一泊以上の予定で外出する場合は上記内容をアパートあるいは家のオーナー、ハウスキーパーなど管理に責任のある者に告げておく。

*又、親しい友人やハウスキーパーに時々見廻ってもらったり、郵便物、新聞等が溜らないように預かってもらい、長期不在を悟られないように留意する。

*特に新しい女中を採用した直後に長期不在にするときは絶対に留守を任せることなく不在期間、女中部屋から母屋に入れないように施錠しておく。

*一時帰国等で長期に留守にする際は、信用がおける女中でもできるだけ母屋に入れないうように対処すると共に留守期間中、換気、清掃が必要なときは女中ではなく親しい友人にたのむ方がよい。

「一軒家」

*当地における一軒家、あるいはタウンハウスの一般的な防犯対策は、一階又は一、二階の各窓部に鉄製の防犯格子を取りつけることですが、この防犯格子は意外と強固で一応信頼することができますのでお勧めします。防犯格子を破って侵入するには、格子外側のガラス窓を破りさらに格子を金鋸で一本ずつ切るか格子一面のネジを抜くかしなければならぬので時間と労力を費やし発見の可能性が高くなるので侵入口には選びません。

*家屋の外周全体に侵入に利用される構造や物はないか注意し、足場に使われるような物は放置せずに撤去し、移動不可能な物は利用できないような施策を講ずる。

*敷地内の樹木は人が隠れられないように unnecessaryな枝を払い見通しを良くする。

*これらの樹木や電柱が二階への侵入に利用されるような位置にある場合は、これらの適当な高さの部分に登れないように有刺鉄線を巻きつける等する。

*塀が二階への足場になるような場合は塀に先の鋭い忍び返しと有刺鉄線を併用（またげない程度の高さが必要）したものを取付けるとかガラスの破片を埋め込む。又、二階ベランダの手すりにも有刺鉄線を巻きつけることは、美観とは別に防犯上は効果的。

*番犬を飼うのも有効。

*特に一泊以上の予定で家を不在にする際は不在である事を悟られないように、郵便物や新聞は友人等に毎日預かってもらうか、あるいは大きめで外側から中が良く見えないような郵便受けを門に備付ける等工夫する。

*夜間、人が居るように見せ掛けるため、各階とも一個ずつ部屋の小さな電灯をつけてカモフラージュする。

(B) 忍び込み (夜間)

基本的な対策は前項の空巣と変わりませんが、この犯罪の空巣狙いと極端に違う点は、犯行時間が夜間であり、かつ、家人が在宅(就寝)中であることを充分承知の上で侵入するため、侵入されると犯人と顔を合せる可能性が極めて高くなり、金品の盗難よりさらに生命身体に対する危険の増大への急速に発展する犯罪であるため、より一層慎重な対策が必要です。

「アパート・一軒家共通」

*一軒家の場合、一階は戸締りを確実にするが、二階寝室は暑い等の理由で窓を開けたり施錠しないまま休むことがあり、又、アパートの場合、建物の構造、特に外壁に対する窓の位置やベランダの取付位置、構造にもよりますが、高層だからと絶対大丈夫との安易な安心感から、やはり窓を開放したまま休んでしまうようなことは避けるべきでしょう。寝室は最も安心して休める城であり、かつ、プライバシーの最たる部屋ですので外部に通じるドア、窓などすべて施錠し、完全に独立した城を形成する必要があります。

これは主寝室のみでなく子供部屋も同様です。暑さを理由にリスクを冒すことなく完全施錠のうえ泥棒の侵入を防止するとともに、就寝の安堵感を確保して下さい。

*就寝直前の戸締りは必ず自分で行い確認する。これは女中の手抜き、あるいは泥棒を手引きするためあらかじめ侵入口をつくっておくことが考えられるので最後の全ての戸締り、施錠は家人が行う。この場合、女中部屋と母屋との間のドアも忘れずに。

*アパートの場合、居宅の外側を明るくし、侵入を防止するために、ベランダの電灯を点灯しておく。

「一軒家」

*塀及び家屋の周囲に照明設備を設け、常に外側を明るく保ち、泥棒が敷地内に入れないようにします。

*塀の付近や敷地内に照明を遮るような樹木があれば適宜枝払いをし、人が隠れて時間待ち等できないようにしておく。

(C) 防犯上望ましい寝室のあり方

寝室は一日の三分の一以上を安心して過ごす所であり、かつ普通は貴重品を置く場所ともなっていることから一番他人に侵害されたくない部分であり、特に泥棒等の侵入から守らなければならない場所でもあります。

そこで、寝室のドアは内鍵を別に取付けるなど二重ロックすることが最低限必要であるほか、できれば主寝室、子供の寝室などの寝室周辺を寝室区域(コーナー)として、他のリビングやダイニングとは構造的に分離し独立させる対策が必要です。これは犯人をできるだけ寝室まで到達させない方法の一つですが、次のような防犯設備を施すことをお勧めします。

「一軒家・タウンハウス」

普通は二階に2~4の寝室があり二階全体が寝室コーナーになっています。このような場合、一階から二階へ至る階段の途中あるいは二階に昇り切ったところに扉を一枚取付け、この扉を開けないと寝室コーナーに入れないようにしておく。この扉は一階側からする

施錠の設備やノブも必要なく、内側の寝室コーナー側からだけ施錠できるようにしておき、さらに各室のドア及び窓を完全に施錠しておけば、安全性は高まり、侵入は一応防止できます。なお、家庭によっては就寝の途中で子供が主寝室に来ることがあるため、主寝室のドアもロックしないでおくことがあります。このような習慣も中間扉を設備してあればある程度は安全と言えると思います。

「アパート」

一般に当地のアパートには寝室区域を区切った構造が少なく、リビングから直接寝室へ入れるようになっているのが多く、しかもそれぞれの寝室のドアは相互に近接していないため中間扉を設置することはスペース、費用、さらには家主の考え方などで必ずしも実現が容易でない状況にあると思います。

寝室が廊下を歩いていく様な構造では廊下の途中で中間扉が設置でき、又、この様な構造でないところでは、リビングの家具の配置の方法によって寝室が一目でわからないように工夫することも必要です。就寝途中で主寝室がドアでコネクトできる構造のアパートを選定するのも一方法です。

(D) 押し込み

これは家の門や玄関前あるいは、家の中に入ってから突然家人等に凶器をつきつけ、あるいは縄でしばりあげて自由を奪い、室内を物色したり、家人に金品の提出を要求したりして金品を強奪し、または暴行したりなど凶悪な犯罪です。

この種の犯罪は夜間よりむしろ昼間、御婦人、子供、女中がいる時間帯を注意すべきです。この犯罪の侵入（押し込む）のパターンは次の三つが考えられます。

*御用聞き、物売り、運送屋、集金人、修理人などを装って訪問し、これを信用した家人や女中が門や玄関を開けたとたん凶器をつきつけて家の中に押入る。

*女中を脅迫して女中部屋から母屋内に案内させ押入る。

*外出から帰って家の中に入ろうと玄関を開けたとたん追尾してきた犯人が強引に押入る。

それぞれ防犯対策は次のとおりですが、ポイントとしては、①安易に玄関等のドアを開けないこと②玄関にて用件を済ませるためにドアを開けるときはドアチェーンはかけたまま開けること③少なくともドアチェーンは常時かけておくこと の三点であり、以下の事項は女中にも充分指導しておく必要があります。

「一軒家・タウンハウス」

*訪問者があることを知ったときは、まず窓越しに訪問者が誰であるか、携行品はどんなものかを一見し、見たことのない顔あるいは物売り、集金人、修理人等であるときは門にて用件を済ますようにする方がベターです。門が開いており、訪問者が玄関のところまで来ている場合は次の（アパート）の項を参照。

「アパート」

*アパートの場合、訪問者があることを知った時には訪問者は既に玄関のドアを一枚隔てた外にいるので、呼鈴の音を聞いて自動的にドアを開けるのは絶対に禁物です。まず、玄関外側の見える窓か覗き穴から訪問者が誰でどんな携行品があるのかを観察し、友人等良く知っている人以外の見知らぬ者や集金人等の場合はできるだけドアを開けないで「用件」をたずねることとし、これが不適當で、どうしてもドアを開け面接してたずねる必要があるときは、ドアチェーンをかけたまま開け、用件はできるだけ玄関口で済ませるようにする。ドアチェーンをはずした状態で応接すると、そのまま強引に家の中に入られることがある。ドアチェーンをかけておけばほとんど侵入を防止できます。

*通常、家屋、エアコンなどの修理は家やアパートのマネジャー、オーナーを通じて特定の業者に依頼しており、修理人等の部屋への訪問もマネジャーやハウスキーパー等が同行するので、同業者なしで修理人と称して訪問した場合は直ちにこれを信用して家の中に通すことなく、マネジャー等に電話し、本当に依頼した修理人であるか否か確認して、できるだけ、修理中同行するように依頼する。

*運送屋等による物の配達があった場合は荷送証等を見せてもらい、氏名や住所等により自宅宛であることと荷送人を確認してからドアをあけて荷物を受取る。荷送証の提出を拒

否する場合や自宅宛であることを確認できない場合は配達人及び荷物その物が信用できないので家の中に通したり、荷物を受取ったりしない。

*できれば、門や玄関の外と家の中にインターホンを設置して、窓越しあるいは透視鏡で訪問者を観察しながらインターホンで話し、物の受渡しが必要な場合は女中に前記の方法でやらせる事が望ましい。

*外出から帰って自ら玄関の鍵をあけて入る場合、周囲の人の気配に注意する必要がある。自宅に着いたとの安心感から気がゆるみ漫然と玄関をあけ、足を一步、中に踏み入れたところ、後から犯人に突然押込まれるという事がある。これには、犯人が自宅を追尾してくる場合と、外出したことを知り、家や玄関近くの適当なところで帰宅の時間待ちをしている場合の二通りが考えられるが、玄関を開ける前に周辺や上下の階段を見回して見知らぬ者、不審な者の有無に気を配ること。不審者などがある場合は守衛やハウスキーパーを呼んできて一緒に玄関をあける。又、エレベーターに乗る時は見知らぬ者と一緒に乗らないように気をつけた方がよい。

*当地では、帰宅した直後、追尾してきた犯人が家の中に押入ってきて被害にあった事件がある。

(E) ウソで相手をだます手口

電話をかけてきたり、直接訪問してきたりしてウソをつきだまして金品をとるケースがあります。

例えば、「ご主人が交通事故にあった」「お子さんが急病になり、(ケガをして)、入院した」等と言ってだまし、急場のお金を称してお金をとったり、あるいは家人があわてて外出して家が留守になった時に忍び込み空巣と同じように金品を盗み出します。

このような場合、気持が動転するでしょうが、まず、深呼吸一番、事故の発生時間、場所・内容、ケガの部位・程度、入院先病院名、連絡してきた者の氏名・電話番号等を聞いてみて下さい。ウソの場合はたいていバレます。また勤務先に問合せてみるのも大切です。(日本人学校での急病、事故は担任教師から連絡があるのが普通です。)

突然の知らせにどうしても平静ではいられない訳ですが、見知らぬ人の言葉は、直ちに信ずる訳にはいかないものと決めておいて下さい。

(四) 自宅の外での安全は?

昔から「男子外に出れば7人の敵あり」と言われますが、自宅の外ではどうしても危険に遭遇する機会が大です。交通事故はいうまでもなく、とりこわし中の建物の外壁が突然くずれ通行人が下敷きになったり、またその人を助けようと荷物を放り出して救助した人が気がついたら荷物を盗られていたという笑えないような話もあります。

1. 車による移動

タイでは、郊外ではかなりのスピードで走行します。従って、事故に巻き込まれた時には、悲惨なものとなります。郊外走行では、次のような点に充分気を付ける必要があります。

*長距離走行時には過労となりがちです。走行計画は余裕をみて作る必要があります。

*シートベルトは、必需品で、必ず着用。

*夜間走行の大型トラックの運転手には薬物を使っている者がいます。日没後の走行は、事故対策の面と治安の面との双方から、できるだけ避ける事が大切です。

*長距離走行はできるだけ複数の車でコンボイを組んで行く。

また、市内走行では、シートベルトを着用することは勿論、補修が悪く道路に穴がある、一方通行でもバスや緊急車両の逆行は認められているので、前方に注意して逆行車の有無に気を配る、また、時間帯で一方通行がかわる、車両の間をオートバイが自由自在に走り抜けるので、隣の車線の間から急にオートバイが出てくることがある、といった当地特有の事情がありますので注意が必要です。

テロ行為は車の乗降の時に行われやすく、車に乗る前、降りる時には、回りに不審な者が居たり、いつもと違った雰囲気がないが、ちょっと様子を見る事が大切です。また、走行中あとをつけられているような気がしたら、警察や軍の所へ乗付けたりしてやり過す

ことも心掛けておく。

最後には、車が襲われた時に運転手が急停車して追尾してくる車のエンジン部に当方のトランクルーム部を打付け、相手の車の走行を不能にさせるとか、追越しをかけてきた車の胴体にこちらから突っかけて横転させるとかの、いわゆるデイクエンシブ・ドライビング・テクニックを運転手に学ばせれば完璧です。

2. 夜の街

一般的に、歓楽街は治安が悪いのが世界共通です。ボン引きや土地のゴロツキとのトラブルは起すべきではなく、第一義的にはこのような所にはできるだけ近付かないようにすべきでしょう。バンコクでは1988年9月歓楽街のバーに爆弾が仕掛けられ、観光客一名が死亡、ホステス等が重傷を負った事件が発生しています。またエイズが大きな話題にもなっています。

3. ひったくり

この犯罪は当地で多く発生しており、歩行中すれ違いざまに首のネックレスをひったくられるものから大金を払戻して銀行からの途中これをひったくられるものまで様々な形態がありますが、当地の特徴を見ますと、すれ違いざまに所持品をひったくるといふ本来の手口だけで終るものではなく、ひったくられた際に抵抗したところ殴打されたり、時には銃を使われたり、あるいは当初から銃等凶器をつきつけられて所持金品をとられるという生命、身体上の重大な危険を含んだ犯罪といえます。

又、当地では「二人乗りのオートバイに気をつける」が合言葉になる程、銃を携帯した二人組によるものが多いと聞きます。具体的には次のような点に注意して下さい。

*人通りの少ない道はなるべく歩かないこと、特に夜間であるとか、歩車道の区別のない道路は危険です。

*歩道を歩く場合は建物側つまり車道側でない方の端を歩き、カバン、ハンドバック等の所持品も車道と反対側に持つなどひったくりの手が届かないようにする。ハンドバックのつり手は首肩を通すと良い。

*通常の買物や観光の時は高価な品物を身につけたり所持したりしない。

*服装は目的地及び周辺の雰囲気合った普通のものにして、できるだけ目立つ服装はしない。(現金や貴金属を所持しているように見え狙われる可能性がある)

*持ち歩く現金は必要な最低限度の額にし、できるだけ数ヶ所に分散して持つこととし、特に女性の場合、全所持金をハンドバックだけに集中させない。

*買物をする時は現金の出入れを敏速に行ない、財布を持ったまま立話しをしたり、品物の物色や交渉をしたり、いつまでも財布を手に行ないないことに。

*歩行中、オートバイや車の音が聞こえたら、その場に一時立止まり、ハンドバック等は両手でかかえるか、後にかくすなどし、これらが通り過ぎるのを待つ。

*銀行への預金や払戻しは女性が一人でしかも徒歩で行なうことは避け、どうしてもその必要があるときは運転手付きの自動車を利用し、歩く距離をできるだけ短くする。

4. スリ

スリの被害にあい易い場所としては、バスの中、デパート、映画館、バス停など混雑するところが多く、その手口も最近では刃物を使ったものが多く、又、犯人も必ずしも一人ではなく数名の集団スリによるものも多いとのことです。被害防止対策としては次のようなものがあります。

*外出する時は、大金や貴重品を持たない。

*現金は身体の数ヶ所に分散して入れておき、バック内やポケット一ヶ所などに集中させない。

*混雑する場所ではバックを胸の前で固く持つこととし、絶対に身体の後になるように持たない。

*ポケットやバックをナイフ等の刃物で切つてスリ取る手口にあった時は、いたずらに騒

いだり、犯人をその場で特定して詰問したりしないで、スリ取られても身体的被害防止のために黙して我慢している方が賢明である。騒いだり、この人が犯人だと詰問したため刃物で刺されたり切られたりした事案が多い。

*集団スリの場合、スリとった財布等をすぐに仲間に渡してしまうため、財布を所持していない事が多く、特定した犯人から犯人扱いしたとして逆襲されることがあり、立場が逆転することになる。

*スリは相手も性別、年齢、身なりに関係なく注意する。

5. 自動車の盗難

当地において自動車は、まさに足以外の何ものでもなくこれがなくなった時の不便は大変なものです。自動車を盗まれる場所としては、買物や食事のための路上駐車や一般の有料・無料駐車場が多いと思います。自動車は一度盗まれると、改造されたり、第三者に売却されたりして発見するのが非常に困難となり、又、エンジン番号、車体番号までも消されてしまうので自分の車であるとの確認もできなくなります。盗難を防止する対策としては次の点があり、ドライバーを雇用している方はしかるべくドライバーにも指導して下さい。

*車は人の目の届くところやガードマンのいる駐車場に停める。

*車から離れる時は駐車時間の長短に関係なく例外なくキーを抜き窓を閉め全部のドアにロックする。

*地方旅行や出張等で数日車を使用しない時はディストリビューター（配電器）をはずしておくなどエンジンがかからないようにしておく。

*又、自宅の管理に責任のあるアパートのオーナーやハウスキーパー、守衛に対し「不在中絶対に車を使用しないし、誰にも貸さない」ことを明言し、車を持ち出されないように頼んでおく。

*エンジンキーを紛失した時は必ず新しいキーセットと交換する。

*中古車を購入する場合には登録番号、エンジン番号を警察局登録課に照会し盗難車でないか否か確かめる。

*車を修理に出す時は、修理人にキーのコピーを作られることがあるので最後まで修理を見ながら待つか、信頼できる修理工場に出す。

*万が一のために車のエンジン番号、登録番号を控えておく。

*電気系統を遮断したり、ハンドルとブレーキペダルを固定したりして動かなくする盗難防止機械（市販されている）を利用するのも効果的。

*防犯装置を作動（セット）させる時や、解除する時は、他人に見られない様にする。

(5) 女性のために

当地では女性が被害を受ける事案が多く発生しておりタイの女性達の間でも、いかにして被害を受けないで行動するかという安全対策が重要な話題の一つになっている程です。女性が受ける被害態様の多くは、誘拐とそれに引続く性的被害及び金品の強奪です。身代金を取る目的で在留邦人を誘拐することは極めて少ないと考えられますが、所持金品を強奪するためや性的犯罪のために誘拐することは充分あり得ます。特に夜間女性の一人歩きや、一人でタクシー等に乗った場合、目的地と全く別の場所に連れ去られることなどが考えられます。次のようなことに注意してください。

*夜間及び人通りの少ない道の一人歩きは絶対にしない。

*特に夜間は、女性一人でタクシーを拾って乗ることを避ける。どうしてもタクシーを使う必要がある場合は、ホテルのタクシーを自宅に電話で呼ぶか近くのホテル迄行き、ホテルのタクシーに乗る。

*タクシーに乗るときは、助手席に乗らず、必ず、後部座席に乗る。（後部に乗ると運転手の行動がわかり易く、位置的に有利になり、運転手の動きに対する対応もとり易いし又、逃げ出すことも可能となる。）

*道を歩く時やバスに乗るときは、周囲に比べて目立つ行動やしぐさをしない。

*もし、一人でタクシーに乗ってしまったときは、運転手に「そこを右」とか、「急いで

いる」とかといって周辺の地理を充分承知しているような感じを与えることも必要である。
*外出するときの服装は、できるだけ肌が多くでていないものを選ぶ。(タイ女性の間では、肩の出るワンピースやタンクトップを着ている人は極端に少ない)

*夜間、テニスや美容体操などのあと、テニスウェアなどのまま徒歩あるいはタクシーに乗ることなく、普通の洋服に着替えるか、巻きスカートを着用するなど挑発の感じを与えないよう配慮する。

*女性が一人あるいは数名(2~3名)で見知らぬ場所や暗い場所へ行かない。複数だからといって安全とは限らない。犯人は必ずしも一人ではなく、又、女性側が複数でも犯人に充分抵抗することは困難であり、犯人が凶器を所持している場合は危険です。

*見知らぬ男の誘いには絶対に乗らない。(誘いには口をきかない。)

*特に夜間は道路に駐車中の車には近づかない。無理矢理車に引きずりこまれることがあり、又、普通は犯人が複数であり、逃げることは困難です。

(6) 子供のために

当地に居住して間もなくは、土地に不慣れなだけでなく親しい友達もいないことから、活動範囲は自宅と学校だけとなりますが、数ヶ月たちますと、特に高学年は、友達同士であるいは一人だけでバス、タクシー、などを利用して興味ある場所へ行くなど活動の範囲も広がります。子供は一般的に好奇心が旺盛な割には被害防止という点には欠ける面があるので、大人が積極的に注意、アドバイスをする必要があります。特に、女の子の場合は前述の「女性のために」のほかに次の点についても日頃から充分アドバイスしておく必要があります。

*当地に居住して間がないときや、まだ充分自宅のこと、家族のことを言えない子供には自宅の住所、両親の氏名、電話番号を書いたものを持たせるようにする。又、それらを早く暗記させる。

*道に迷ったときは、見知らぬ人に「道に迷っている」ことをいわないで、できるだけ警察官を見つけて氏名、住所、両親の氏名、勤め先、電話番号を言う。

*見知らぬ者に「車に乗れ」と勧められてもこれに従わない。誘拐されることがある。

*見知らぬ男に話しかけられたときは、必要ない限り話をしない、又、相手の車には近寄らない。

*見知らぬ者が直接あるいは電話等で近づこうとしたことを知ったときは、両親に知らせしておく。

*見知らぬ人から食物等をもらって食べない。

3. 被害を受けたときどうする

最後に、運悪く犯人と対面し、被害を受けたときや家屋内に犯人がいて物色していることを知ったときなどの対処振りも考えておかなければならないと思います。一般に、強盗や泥棒から身体的な被害を受けるの犯人とでっくわした際の対処が適切でなかった場合が多く、そのことがさらに被害を大きくしています。この対処のしかたは全ての場合に共通するものではなく、現に直面している被害の状況とその場の環境、雰囲気、犯人の気性、体力、凶器の有無、種類等により異なるので一様に決めることはできませんが、大きな被害を自ら招くことを防止するために次のような考え方で対処する必要があると思います。

被害者として取り得るチョイスは①逃げること、②抵抗すること、③ある程度犯人の要求に応え、被害を最小限にとどめることの三点ですが、いずれも自分のおかれた特殊な状況の中ですばやく情勢を見極め、迅速かつ冷静に適切な対処をしなければなりません。

(1) 逃走、抵抗のチャンス

犯人から逃げる場合と抵抗する場合で注意しなければならないことは、一度で逃出せること、一撃で相手を倒すこと、つまり、一回のチャンスで成功させることです。もし一回で失敗した場合は犯人から殴られるとか、撃たれるなど、さらに大きな被害を受ける可能性があります。したがって、犯人を怒らせたり、いらだたせたりせずに犯人の動向を良く見て判断し、もしチャンスがない場合は無理をしないことです。特に、被害対象が金品である場合は無理をして生命、身体に被害が及ばないように考えるべきだと思います。これ

らのことを踏まえての屋内と屋外での対処は次のようなことが考えられます。

(2) 対処の具体例

① 屋内

A. 家の中に泥棒が入っていることを知ったとき

*まず寝室等に避難して施錠し、泥棒が引きあげるのを待つ。決して犯人を捕えるとか被害品をとり返すとか犯人を追い払うということを考えず犯行中の犯人とでっくわすことを絶対に避ける。(たてこもり)

*避難した部屋から警察や隣家に通報できる状態であれば通報する。

B. 運悪く犯人と直面してしまったとき

*直ちに逃げ出せる状況であれば屋外に逃げることを、しかし、逆に家の中に逃げないこと。家の中では逃走に限度があり、又、外から他人に異常を察知されがたく、さらに別の被害を受けやすくなる。

*もちろんこの場合、外に逃げるより寝室など最寄りの部屋の方が入りやすく直ちにドアの施錠ができるような状況の場合はそれでも良い。(たてこもり)

*又、家の中で異常な事態が発生していることを隣家の人々に察知してもらうため逃げ出す際などに物を窓ガラスなど大きな音の出る場所に投げつける。

音で犯人が逃走することもあり得る。

② 屋外

A. 路上などで強盗やひったくりにあった場合、これは車やオートバイを犯行の足として、ほとんどは複数で行うスピーディーかつ当初から銃等の凶器を準備あるいは使用して強引に犯行に及ぶという犯罪であるため、自分の力で何らの被害も受けないようにすることは不可能に近いものです。

したがって、この被害にあった場合は、状況によりますが、少なくとも要求された金品は提供するという気持ちが必要であり、金品を防禦するために抵抗するとか、盗られた被害品を取戻すために追跡したり、反抗したりはしないこと。激しく抵抗した場合は凶器を使用されることがあります。

B. 犯人の数、着衣、車などのナンバーを記憶する。できる限り犯人の人相、着衣、利用した車やオートバイの車種、ナンバーを記憶してできればすぐにメモしておき、後日の警察の捜査に役立てる。

③ 警察への連絡

被害にあったときは、直ちに警察に通報する。早く、通報すれば、それだけ早く犯人の逮捕や被害品が回収されることとなる。

4. 特に旅行者のために

(1) 罰は重い

当地に数ヶ月あるいは数年在留しているうちに多くの人は当地のいろいろな環境や事情を知り、自分でも注意すべき人、場所、環境、状態をある程度認識したうえで行動するようになりますが、これ迄の例によりますと、特に観光など極めて短期間滞在している方の中に犯人として逮捕され、本当にいやな、つらい思いをし、留守中の家族にも大変心配をかけたという人がいます。中でも多いのは、けん銃などの銃器とヘロイン、大麻などの麻薬類に関する犯罪です。これらを手に入れるだけの目的で来タイする人も時にはいますが、ほとんどは、観光で来て事情を知らない気安さから興味と解放感も手伝って、相手の口車に乗り、ついそれらに手を出してしまい、気がついた時には、警察官に逮捕されて取返しつかない場面を迎えることとなります。

銃器類、麻薬類ともに日本では厳しく規制されていますが、当地では、入手が容易だ、との誤った認識を持っている人がいます。しかし、当地でのこれらの入手は我国よりも危険であり、かつ、関係法令による処罰も大変厳しいものです。

×銃器、弾薬、爆発物、花火及び模造銃器取締法

(B・E・2490)

a. 個人使用のための銃器、弾薬の無許可所持

五年以下の禁固、もしくは、一万バーツ以下の罰金又は両方を併科。

b. 売買目的の無許可所持

十年以下の禁固、もしくは、二万バーツ以下の罰金又は両方の併科。

×タイ麻薬法 (B・E・2519)

a. ヘロイン 100g 以上の所持、輸出

無期禁固

b. 交換目的の a の所持—死刑

c. 20g 以下の所持

1~10年の禁固及び一万バーツ~十万バーツの罰金

(2) 具体例

旅行者はその独特な雰囲気で見せてわかるようで、被害を与えてもすぐに帰国してしまい、後日警察に告訴されるとか物を返還されることがないとの見込みで、旅行者のみを対象に「安くていい物がある」とか「おもしろいものがある」などと言って信用させ、結局は相当な被害を与えるという事例があります。特に、次の「安いもの」「美しいもの」「便利なもの」「おもしろいもの」に気をつけるとともに、観光等で来タイした親戚、友人、知人等にも必要に応じ、アドバイスしていただけたらと思います。

*観光案内人やタクシー運転手、ホテルのボーイ等に銃や麻薬類に関心があるようなことを言ったり、そのそぶりをしない。これらを扱っている者のところへ連れて行かれたり、又は、品物を持ってこられたりして無理矢理買わされることがある。

*射撃練習をする場所がある等の誘いにはのらない。

射撃の後で銃を買わされたり、射撃料金として法外な額を要求されたりし、特殊な状況下ではこれに反抗することは困難となる。

*銃や麻薬類を売る者は売ったあとすぐに警察へ通報することが多い。特に、麻薬類所持の通報は大変多く、購入後直ちに逮捕されるケースが多い。(密告者には報償金が出る)

*銃や麻薬類の所持に対する弁解(見知らぬ人から預かった等)は不可能に近い。

*観光地などで麻薬類の購入や射撃を勧誘する者たちは、時には片言の日本語を使い、「安くて安全」とか、「自分が保障する」とか「所持許可の手続きをしてやる」とか、その方法は極めて巧妙であるので、口車に乗ることのないようにする。耳を貸さないことが賢明である。

*時には、大麻タバコなど試みしてみることを誘う者がいるが、誘いにのらない。人により、少量でもすぐに意識不明になったり、もうろうとして自分の行動を制御できなくなったり、気分が悪くなったりする。

*旅行者であることを知って一流企業の会社員、大学生、日本人の友達がいるなどと称する者、タクシーの運転手などが、「おもしろいものが見られる」とか「おもしろい場所がある」などと興味好奇心をそそるような事を言い、又、言葉は心配ない、通訳してやると言って信用させ、結局はお金だけをとって逃げてしまったり、ボートの上のような逃げられない場所で、法外なお金を要求したりする。

*旅行者と知ってわざと日本語で話しかけたり、道を聞く振りをし、すきを見て自分かあるいは仲間が荷物をひったくって逃げる。

*道を歩いている時に美しい女性が車で近付いて来て誘いますが、この手合は大きなとげのある女である。

最後には男と共同して身ぐるみ全部はぎとられる。

*安くて信用できる宝石店を紹介してやると言って近づく者は信用できない。小さな店に案内されてガラス玉を本物より高く買わされる。

*クレジットカードで支払いをする場合、カードの扱い者が機械でプレスする回数を一回だけかどうか見て確認する。通常一回のプレスで支払い者がサインをして終了するが、帰国してから思いもよらぬ支払い請求がくることがある。カードの扱い者が複数プレスし、あなたのサインをまねて何かの支払いにあてたように偽造するからである。

*行きずりの異性をホテルに入れない。睡眠剤混入の飲物などで眠らされ、身ぐるみはが

れるか、麻薬、大麻等を部屋に置かれ、犯人として逮捕されることがある。

*長距離バスで旅行する場合、飲物は自分で買って飲んだ方が安全である。バスの車掌等が泥棒目的で睡眠剤入りドリンクを配る場合がある。

*道を歩いていると、流暢な英語で話しかけられ、近々日本に行くので、話を聞かせて欲しいとして、コーヒーショップ等に誘われ（これは犯人側の品定め）、その後自宅に招待されることがある。これは、えん曲なギャンブルへの招待の第一歩である。自宅に行ったら最後、仲間数人に所持金を全部巻き上げられる。

5. テロ、誘拐等から身を守るために

(1) 身近にある危険

南米で在留邦人が誘拐されたり凶弾に倒れたという事件や、湾岸戦争やコンゴ政変の際に在留邦人の方々が危険を冒して国外へ脱出されたということは、すでにご承知のとおりですが、タイにもこれと似た危険は存在します。

確かにタイは、これらの国々と比べて治安がよいといわれており、この国に永く暮らす邦人ほど「タイでそんな事件は起きたことがない。」と一笑に付すかもしれません。が、しかし、クーデターによる政変は、この国では決してめずらしいことではなく、また、いわゆる「五月暴動」の際に多数の死傷者を出したことも世界の耳目を集めた事実であるほか、バンコク市内やタイ南部等の各地で爆弾事件が発生していることもマスコミが報じているとおりです。そして、某日系企業に勤務する邦人が深夜タクシーに乗車して帰宅途中、自動車に乗った数人の暴漢に拉致されて暴行を受けた挙げ句、現金等を強奪されるという事件も最近起きているのです。このような事件を踏まえてみると、形こそ違え、前述の各国で起きたような危険は、この国にも存在すると言わねばならないでしょう。

(2) 相手はプロの集団

このような危険から逃れるための最善の策は、これまでの各項でも折りに触れテロ対策等を述べているように、基本的には、これら具体的要領に従って、自らの身を守ることしかありません。しかし、テロにしる誘拐にしる、一般犯罪と最も異なる点は、相手がプロの集団によって敢行されるという点であり、一度狙われたら、個人の力では到底逃れ得ないと言っても過言ではなく、また、クーデターや暴動の際の巻き添え被害についても、とても一人の力では防ぎようがありません。そこで、このような危険を避けるためには、自らに忍びよる危険を逸早く察知して早期に対処すること、あるいは、自ら危険に近づくことの内容危険の所在や規模を的確に把握することなど、正確で豊富な情報を得ることが必要となります。

(3) 情報は最良の護身具

亀が甲羅の中に隠れて身の危険を回避するように、我々も行動を控えて危険を回避することが簡便な安全策でしょう。しかし、当然ながらこれには限界があり、的確な情報を入手して危険を回避しつつ行動することが必要となります。すなわち、これまでの被害データ等からテロや誘拐のターゲットとなり得る可能性や犯行方法を分析したり、クーデターや暴動の発生を未然に察知するとともに、その場所や範囲、今後の見通し等を見極めることが危険に近付かない最善の方策なのです。

そこで、日本人会では、大使館等からの情報を迅速、正確に在留邦人の方々に伝えるための緊急電話連絡網を整備しておりますので、緊急時にはこれを通じて情報を入手していただくほか、大使館の広報資料や企業等の情報資料を活用して自らに忍び寄るテロや誘拐の兆候を研究し、具体的な対策を立てておくことが大切です。

<連絡用タイ語>

助けて下さい。

どろぼうです。

殺人です。

チュアイドゥアイ（くり返す）

ミー・カモーイ・マー

ミー・ガン・カータ・ガム

火事です。
重病人です。
大けがです。
すぐ来て下さい。
私の名前は・・・です。
電話番号は・・・
事故の場所は・・・
付：主要電話番号一覧
日本国大使館
日本人会

バンコク警視庁
" (移動警察)
救急車
消防
観光警察

旅行者センター

迷子、迷子センター
ハイウェイ警察
ジェネラルホスピタル
パムルンラドホスピタル
" (緊急)

ミー・ファイマイ
ミー・コン・ブワイナック
ミー・コン・パーツジェップ・サ
マー・レオレオ・ノイ (くり返す)
ポム (ディチャン) チュー・・・
プー・トーラサップ・・・
サタンティー・ウバティヘーツ・グーツ・クン

252-6151 (代)
233-7504
236-1148
236-1128
191, 又は123
246-1338~42
252-2171~5
199, 又は246-0199
195, 又は221-6206~
221-6210
282-8129
281-5051
282-3892-3
193
318-0066
253-0250~69
251-0415~6

データ名：韓国【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：11453

参照：22

韓国【安全の基礎】

大韓民国

Republic of Korea

出入国時の留意事項

●査証

韓国入国に際しては、原則として、査証を必要とする。査証は入国の目的に従って、たとえば観光等の短期滞在、商用、留学、同居のように全部で30種類に分類されている。

また、1回限り有効の一次査証のほか、一定の期間何回でも有効の数次査証があり、たとえば観光、商用、スポーツ等収入や報酬を伴わない活動を目的とし、1回の滞在期間が15日以内である渡航者については、1年間有効の数次査証が付与される。

申請の方法は、観光等の短期滞在の場合、申請書に旅券、写真1枚（および在職証明書または在学証明書）を添え、同居、駐在などの場合には、さらに招請状等を添えて、在日韓国大使館または総領事館に申請する。観光等の短期滞在で90日以内の滞在は、現地公館で2～3で査証が発給されるが、90日を超えるものは通常、本国照会となる。この場合、おおむね1～2カ月以内に処理される。

ただし、済州島のみ観光を目的とし、15日以内の滞在で入国する場合は、査証なしで入国できる。また、韓国を経由地として第三国に行くための通過滞在（トランジット）の場合には、次の要件を満たすことを条件として120時間（5日）以内に限り、査証なしで入国できる。観光に限り、訪問国が韓国のみでなく、出国の航空券を所持し、次の訪問国に必要な書類を所持し、かつ入国時と同一空港（または港）から出国すること。

滞在期間の延長は、入国目的が同一であれば、短期査証の場合、90日まで延長申請できる。ただし、1年間有効の数次査証（観光目的等15日以内の滞在）で入国した者については延長は認められない。

なお、1993年に大田（テジョン）エキスポが開催されたことにより、同年8月～12月末の間日本人に対し観光目的15日以内の無査証入国が認められたが、同様の措置が「韓国訪問の年」である1994年にも引き続きとられる予定。

●出入国審査

入国手続は、検疫、入国管理、所持品および身体検査、税関の順。予防接種の必要はない。入国管理では、旅券、入国記録カードを提出する。査証、氏名のチェックなどが行われ、旅券に入国許可のスタンプが押される。氏名、宿泊先、滞在日数、入国目的などを聞かれることがある。

最近、日本人が上陸前に入国を拒否された例は少ないが、強制退去を受けて5年を経過していない者、伝染病等の患者、放浪者、国家の安全・秩序を乱すおそれのある者等は、入国を拒否される場合がある。

出国の際には、空港税7200ウォンが必要。手荷物の検査は厳重に行われる。

●外貨申告

1万米ドル相当以上の外貨（トラベラーズ・チェックを含む、以下同じ）を持ち込む場合は、入国時に税関申告し、出国時に確認を受けなければならない。入国時に申告した金額以上の外貨は持ち出せない。この申告をしないで、出国時に1万米ドル相当以上の外貨を所持していた場合には、外換管理法違反で処罰される。この場合、通常1～2週間出国

を禁止され、罰金刑に処せられるが、悪質な違反者には懲役刑が科されることもある（毎月相当数の日本人が同法違反で検挙、処罰されているので、注意が必要）。

ウォンから外貨への再交換は、ウォンへの交換外貨額の範囲内で認められ、再交換時に交換証明書の提示を求められる。

●通関

荷物は直接検査場に運ばれてくるので、自分の荷物を受け取って検査台に乗せ、あらかじめ機内で記入した税関申告書を提示する。通常荷物は開けて検査される。

免税範囲は、販売を目的としない適度な衣類、化粧品等身の回りのものと職業上必要と認められる器具、その他煙草200本、洋酒1リットル以下1本、香水2オンス程度のもの。

旅行者が携帯または別送で持ち込んだものは、大部分は簡単な手続きで入国時に通関が許可されるが、楽器、業務用機器、宝石・貴金属等その場で鑑定の難しいものについては、正規の手続きが要請される。なお、動植物については検疫が必要となる。また、職業用具、ゴルフセット、ビデオカメラ、高価な装身具等で携帯品と認められたものは、旅券に記入のうえ免税で持ち込みが許可されるが、出国の際、現物を携帯していない場合は、贈与または売却したものと見なされ課税されるので、注意が必要。

反国家的思想・性風俗上問題となる書物、ビデオテープ等は持ち込み禁止。銃砲、刀剣、麻薬類も厳禁。

入国の際の税関申告は、申告書に持ち込み品を漏れなく記入し、疑惑を招くことのないように注意する。申告漏れが発覚した場合には、評価額の2倍以上10倍以下の罰金を科されるが、さらに悪質な場合は体刑に処せられる。

引越荷物については、韓国に長期在留する場合、入国後6カ月以内に税関手続を完了することが必要である。現に使用中のもので、質・量の観点から生活上必要と判断されるものについては免税となる（ただし、滞在予定期間が2年以上であることを要する）が、他国に比べ認定は厳しい。なお、免税申告に際しては大使館（総領事館）の在留証明書および免税通関依頼者の署名認証が要求される。なお、フェリーで短期間ならば日本製の自動車を持ち込むことはできるが、原則として長期間にわたって持ち込むことはできない。

出国に際しては、生人参、一定の文化財等の持ち出しは禁止されており、また文化財に準ずる古美術品、骨董品、史的遺物および重要民族資料等で1910年以前のもものはあらかじめ文化財管理局の許可を得なければ、国外に持ち出すことはできず、違反に対しては懲役刑を含む重い罰則が適用される。骨董品を購入するときは、持ち出し可能であることを示す黄色い領収書を受け取っておくこと。

大量の物品を持ち出すには、正規の輸出手続が必要であり、松茸で問題となるケースが見られる。持ち出し制限の表示については出国ロビー側に掲示してあるので入国時に確認する。

滞在時の留意事項

●滞在届

90日以上滞在しようとする者は、韓国政府法務部の出入国管理事務所に外国人登録をしなければならない。外国人登録は入国した日から90日以内に居住地を管轄する出入国管理事務所に提出しなければならない。これらの手続きには申請書、写真、印鑑、旅券および手数料が必要。申告期間を遅滞した場合は、罰金等の制裁が加えられるので、期限の遵守が肝要。

●旅行制限

軍用の施設および区域、その他国家保安のため特に定められた区域には、許可なく立ち入ることができない。

●写真撮影の制限

軍事施設（その範囲は非常に広範にわたっているので特に注意が必要）、大統領官邸そ

の他警備兵が警戒する重要施設、高所（南山タワー、北岳スカイウエー、ビルの屋上等）からの広範囲にわたる景色、空港、港湾施設、駅・地下街など重要施設の全景その他撮影禁止表示のある区域や建造物の写真撮影は禁止されている。

また、韓国人の国民感情のうで好ましくない、または韓国側が外国人に見せたくないと考えている場所や物、あるいは韓国の企業が企業秘密保持の観点から部外への公開を避けようとしている施設等の撮影は、住民や関係者との間に無用の摩擦や紛議を起こすことがあるので避けたほうがよい。思わぬところで写真撮影が禁止されている場合があり、注意が必要である。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬・覚醒剤等は、麻薬法や向精神性医薬品管理法に基づいて厳しく取り締まられている。製造者はもちろん、販売者、輸出入者等に対する最高刑は死刑で、ほんの少しでもヒロポンを所持していれば、（使用しなくても）1年以上の懲役となる。

韓国では最近、一部芸能人やプロのスポーツ選手による所持・使用がマスコミで大々的に報道されているほか、国民の所得、生活水準の向上につれて、麻薬、覚醒剤の常習的使用者が主婦、低年齢の少年および知識階層まで拡散、浸透している事実が深刻な社会問題としてクローズアップされている。国内需要の増大に応じて、国内で麻薬類を密造販売していたグループや外国からの不法持ち込みを図った人物が相次いで検挙されている。

取り締まりは常時行われているので、この種の犯罪者が徘徊すると思われる遊興街等での甘い誘惑には注意が必要。大麻（マリファナ）についても禁止されているので、同様の注意が必要である。

●不法就労

就労するためには、在日の韓国大使館または総領事館であらかじめ就労査証を受けなければならない。一般に外国人の就労は非常に難しく、入国後、就労の在留資格に変更することはほとんど不可能である。観光等の短期滞在査証で入国し、日本料理屋で、板前として働いているような事例が時々あるが、これらに対しては厳しい取り締まりと処罰が行われている。違反者には、3年以下の懲役もしくは禁固刑または1000万ウォン以下の罰金が科せられ、国外退去を命じられる。

●治安維持

韓国では、国家保安法という特別の治安立法により、共産主義的活動は反国家的行為と見なされ、違反者は死刑を含む重刑に処せられる。反国家的活動を称賛・鼓舞する文書、図画等の製作、輸入、複写、所持、運搬、頒布、販売、取得は厳しく罰せられるので、共産主義関係の書籍の所持は避けたほうがよい。特に、韓国人の前で共産主義を礼賛したり、共産主義について論議をしたりすることは絶対に避けるようにすることが必要。自分のみならず相手にも迷惑を及ぼす場合がある。

最近における旧ソ連、東欧諸国との国交関係の樹立や南北対話など、韓国の対外政策も大幅な変化を遂げているが、北朝鮮との軍事的対峙という基本的状況は変わっていないため、国家の安全保障には特別に神経を使っている。外国人の政治活動は禁止されている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

儒教思想の影響で、年上の者を敬う言動が実生活のなかに定着している。目上の者や年上の者に対しては、敬意を払って対応することが大切。

韓国人は日本人と顔つきや体格が似ているため日本人旅行者はつい日本にいたときと同じ気分になりがちだが、日本語の話し声や歌声が韓国人にとっては不快感をもたらす場合がある。

国民性が異なり、また過去の不幸な歴史的経緯から微妙な対日感情が残っているので言動には注意が必要。特に「朝鮮」や「朝鮮人」という言葉は特別な固有名詞にのみ用いら

れるものであり、また首都名は「ソウル」であって、「京城」は植民地時代の呼称であるので、要注意。

安全のためのひとくちアドバイス

最近、韓国では、窃盗、強盗、詐欺、恐喝等の財産犯および各種の誘拐や性犯罪が増加しているため、旅行者は注意が肝要。

旅客船ターミナルや空港周辺で日本人に言葉巧みに近づき、旅行案内と称して同行した韓国人に飲食店でビールなどに薬物を混入のうえ酔わされ、金品を盗まれた例、ホテルのロビー、市場、空港、デパート等の人込みの中で旅券や現金をすられたり、荷物を置き引きされたりする例が頻発しているため注意が必要。ホテル内でも、旅券やその他貴重品はフロントやセーフティ・ボックスに保管したほうがよい。また、女性の単身旅行や一人歩きは避けることが望ましい。

毎月1回（通常15日頃）民間防衛訓練が約30分間行われる。空襲または空襲警戒警報のサイレンが鳴った場合、車両は道端に停車させ、歩行者は近くのビル内や地下道に退避しなければならない。

健康上の留意事項

水道水の質があまり良くないので、生水は飲まないほうがよいが、食堂などの茶はいったん煮沸されているのでまず問題はない。また、下級の飲料店や市内の横丁などに見られる屋台（ポチャンマチャ）での生もの（特に生ガキ等の貝類）は不衛生で腐敗しているものも多く、食中毒や肝炎などの原因になりかねないので避けたほうがよい。また、韓国では、フグ料理専門の調理師免許制度がないため、不完全な調理によるフグ料理を食べて中毒を起こす事例が多発しているため、下級の飲食店等におけるフグ料理には注意することが必要。

街中いたるところに薬局があり、風邪や下痢を起こしたときには、容易に薬を入手できる。しかし、日本では不認可となるような副作用の強い薬や強すぎる薬などが多いことと、薬局で日本語が通じない場合が多く、間違った薬を投与・調剤されるおそれもあるので、これらの薬は日本から用意して行くほうがよい。また緊急の場合にはホテルで病院の手配等も可能である。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.112, 113
〈火災〉 および 〈救急車〉 Tel.119

●ソウル

〈病院〉

ソウル大学校付属病院 Tel.760-2114 (代表)

順天郷病院 Tel.794-7191~8

延世大学付属セブランス病院 Tel.392-0161 (代表)

高麗病院 Tel.739-3211 (代表)

●釜山

〈病院〉

釜山大学医大付属病院 Tel.254-0171~80

高神医療院 Tel.248-5161~5

釜山白病院 Tel.328-3031

再海病院 (外科・内科/日本語可) Tel.623-0121

〈警察〉 共通番号のほか釜山地方警察庁外事課
Tel.463-0118

●濟州
(病院)

濟州医療院 Tel.50-1234
韓国病院 Tel.50-0000
漢学医療院 Tel.40-5000

緊急時の言葉

(韓国語)

「泥棒だ」=トドゥギイヤ
「助けて」=サラムサルリヨ
「火事だ」=プリヤ
「警察」=キョンチャル

在外公館アドレス

●大使館

在大韓民国大使館

Embassy of Japan, 18-11 Choonghak-dong, Chongro-ku, Seoul, Republic of Korea (ソウル特別市鍾路区中学洞18-11)

Tel.733-5626~8,733-4273,733-4274,734-5378,734-5379

●総領事館

在釜山総領事館

Consulate-General of Japan, 1147-11, Choryang-dong, Dongku, Busan, Republic of Korea (釜山直轄市東区草梁洞1147-11)

Tel.465-5101~6

●駐在官事務所

在濟州駐在官事務所

Consular Office of Japan, 1289-15, 2do 1-dong, Cheju-shi, Cheju-do, Republic of Korea (濟州道濟州市二徒一洞1289-15)

Tel.51-2501~6

データ名：●ソウル「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：8001

参照：12

●ソウル「防犯の手引き」

安全マニュアル

(日本人心得)

平成5年5月
在大韓民国日本国大使館
ソウル日本人会

1. 緊急事態対処要領

(1) 心構え

私達は外国で生活していく上において、自らの生命、身体、財産を守るために常に世界や国内の動きについて注視していく必要があります。幸い韓国は日本からのニュース等も遅延なく入手できる国であり、日頃から家族とともに新聞、テレビ、ラジオのニュースをできるだけ見聞きするよう心掛けましょう。

また、いたずらに心配をすることはありませんが、万一の事態に備えて日頃から食料、水、お金、パスポート、身の回りの品等の準備、電話不通時における会社・家族との連絡方法、車両等が使えないときの空港・日本人学校等への到達方法、停電時・断水時に情報収集・生活方法等、日頃から会社でまた家族とも話し合っておく必要があります。

なお、緊急時に相互の助け合いがスムーズに行われるためには、隣人関係、地域社会との関係が大事であることは言うまでもありません。

(2) 日頃の準備

(ア) パスポート等の貴重品

居留申告証又は外国人登録証(法務部出入国管理局発行)は常に携帯し、パスポート及び貴重品はすぐに持ち出せるよう保管して下さい。

(イ) 金銭等

航空運賃相当は勿論、当座生活できる程度のウォン貨の他、米ドル、円貨等の外貨を用意しておきましょう。

なお、飛行機のオープン・チケットを持っていれば、空席があれば搭乗手続きを即座に行うことができます。

(ロ) 食料、水

少なくとも10日間は生活できる程度の食料品、水を常時用意しておいて下さい。

(食料品) 米、缶詰その他保存食品、炊事用品(携帯コンロ、鍋)等

(エ) 徒歩で移動を必要とする場合に備えて、最小限次のようなものを日頃から用意しておいて下さい。

○衣服：行動には便利で寒暑に耐え得、あまり派手でないもの

○靴：履きやすく頑丈なもの

○着替え：手袋(軍手等)、雨具(レインコート等)

○携行品：救急薬品、トランジスタラジオ、懐中電灯、ライター又はマッチ、ナイフ、地図、水筒、洗面具、タオル、ティッシュペーパー、防寒衣、毛布等

(3) 緊急時の行動

(ア) 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合には、大使館は邦人保護に万全を期す

ため、日本人会と緊密な連絡を保ちつつ、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、これらを別に定める連絡網により邦人各位に随時通報するよう最大限の努力をします。逆には皆様から大使館に直接電話することも可能です。

(イ) 情勢の把握

○大使館との連絡

電話利用の可能な場合と不可能な場合に分けて別に定める連絡網により随時通報します。逆に皆様から大使館に直接電話することも可能です。

仮に電話不通の場合、連絡網で定める方法により徒歩等で連絡することになりますが、各アパート掲示板、郵便受けにも注意して下さい。

○衛生放送TV

○ラジオ日本 (NHK海外放送)

ラジオ日本の周波数は時間帯によって異なりますので、事前にプリセットできる形のラジオが便利だと思われ。特に停電、移動時などの情報収集には携帯ラジオ (短波・電池使用) が不可欠です。

*ラジオ日本の周波数は5月10日現在次の通りですが、時々変更されますので、周波数は番組表で確認して下さい。

7140KHZ: 6時~7時、8時~8時30分

7210KHZ: 20時~21時

9750KHZ: 0時~1時、2時~3時、4時~5時、6時~7時
16時~17時、18時~22時

11910KHZ: 16時~17時、18時~19時、20時~21時

15210KHZ: 12時~13時

15410KHZ: 14時~15時

17775KHZ: 10時~11時

○米軍放送 (560KHZ)

(ウ) 退去

○事態が悪化したと判断され、各自又は派遣先の会社等の判断により帰国が適当と考えられる場合、自発的に妻子、本人の帰国を考えて下さい。この場合、ソウルから定期便を利用し帰国することとなりますが、キャンセル待ちで時間がかかる場合、釜山、済州経由等で帰国することも考慮して下さい。

この場合、臨時便が運行されることもありますので注意して下さい。

○邦人退去勧奨、勧告が出た場合でも原則として定期便を利用することとなります。当初3~4日目までは旅行者も帰国しますので、空席が少なくなることが考えられますが、正常に運行されている限り4~5日目以降には大量の空席が出るはず。大使館は空席情報を収集してお知らせします。空席の取れた人から順次帰国することとなります。

なお、場合によっては、臨時便、チャーター便の運行についてもできる限り努力することとしています。

*チャーター便が出る場合には連絡網を通じて空港での集合場所、時間をお知らせします。

この際、老人、婦女子、病弱者といった優先順位についてもお知らせしますので、御協力をお願いします。

空港までは各自が公共輸送機関や私用車により行くこととなりますが、徒歩で行くしか方法のない場合もあると思われ。

空港集合場所到着後は、現場での大使館員の指示に従って下さい。

○ソウルからの飛行機での退去が難しい場合にはとりあえず韓国国内でより安全と思われる行動をとるしか方法はあります。その場合、交通機関が利用可能で、安全に釜山等からの帰国が可能な場合には、そのよう行動するのが良いと思われ。それが困難な場

合には、現在の場所（自宅、会社、ホテル）に留まるか、又は、とりあえず漢江を南に渡っておくということになります。

南方への交通機関が途絶し、しかも漢江を南に渡った方がよいと判断される場合、大使館では、ソウル日本人学校をとりあえず皆様の避難場所とする予定です。（日本人学校内に大使館対策本部を設置します）

そのように連絡した場合、各アパート等からまとまって、各自所要の食料、携帯品等を持って終結することになります。各アパート等から日本人学校への経路は日頃から是非確認しておきましょう。

*日本人学校においては、緊急事態の状況、金浦空港再開の可能性等状況判断の上、再度別の場所に退避するか、暫く留まるかの判断をすることとなります。

（４）その他

日本人学校生徒：日本人学校の生徒が登校中に緊急事態が発生した場合には、学校では大使館と協議の上でその対応策を決め、必要に応じて生徒を迅速かつ安全に各家庭に帰宅させるよう努力いたします。

大使館への通報等：緊急事態に関連して自己又は他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶ恐れがあるときは、迅速且つ詳細にその状況を大使館に通報してください。また本邦に引き揚げる際にはその旨を大使館に通報して下さい。

*なお、以下の韓国人用「戦時国民行動要領」（抜粋）を参考までに御一読下さい。

<参考資料>

戦時国民行動要領（抜粋）

1. 戦時国民行動要領

（１）一般行動要領

（イ）戸外に一切出ず、統、里又は班長の指示に従わなければならない。

（ロ）放送を継続して聴取し、政府の指示に従い行動しなければならない。

（ハ）北鮮の欺瞞宣伝にだまされ、動揺することがないようにし、利敵行為を行ってはならない。

（ニ）食糧、燃料等生活必需品を買い溜めせず、配給制実施に積極協力しなければならない。

（ホ）軍事作戦を助けるため必要な車輛以外は一切運行してはならない。

（２）警報識別及び行動要領

（イ）警報の種類及び方法

（a）警戒警報

敵の空襲が予想される時、サイレンで1分間平坦音を鳴らし、ラジオ、テレビ、村の有線放送等で警報放送を行う。

（b）空襲警報

敵の空襲が緊迫しているとか空襲中である時、サイレンで3分間3秒間隔の波状音を鳴らし、ラジオ、テレビ、村の有線放送等で警報放送を行う。

（ロ）警戒警報時行動要領

（a）警報が鳴ったら即時放送を聞く。

（b）退避する準備を整え、子供と老弱者をあらかじめ退避させる。

（c）非常用品は平素から点検しておき、家の中の便利な所に置いておき、避難所に運搬する。

（d）火災の危険がある石油及びガス等は安全な所に移し、各種電熱器のコードを抜いておく。

（e）夜間は、燈火を消すか燈火が外に漏れ出ないようにする。

（f）劇場、運動場、ターミナル、飲食店等、人が多く集まる所では、営業を中断し客

に退避準備をさせる。

(ハ) 空襲警報時行動要領

(a) 地下退避所又は安全な所に速やかに退避する。

(b) アパート及び高層ビルでは地下室又は階下に退避する。

(c) 運行中の車輛は、近くの空地や道路の右側に車を止め、乗客を皆降ろした後、退避させる。

(d) 夜間は灯火を消すべきであり、止むを得ない場合には灯火が外に漏れ出ないように完全に遮蔽する。

(e) 退避した者は、継続して放送を聞きつつ、民防衛隊本部の指示に従う。

2. 戦時に対処し準備すべき物資

(1) 非常時用生活必需品

(イ) 食糧

世帯別に15日～1カ月分

イ. 燃料

石油コンロ、バーナー又は練炭、火鉢

(ロ) 寝具

毛布

(ハ) その他

ラジオ、懐中電燈、ろうそく、マッチ

(2) 家庭用非常薬品 (非常救急納)

(イ) 医薬品

マーキュロ、ほう酸軟膏、アスピリン

(ロ) 医療器具

ピンセット、はさみ

(ハ) 衛生材料

包帯、脱脂綿、ばんそうこう

データ名：●釜山「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：13281

参照：8

●釜山「防犯の手引き」

安全の手引

(在留邦人向け)

平成4年10月
在釜山日本国総領事館

目次

はじめに

- 1 韓国の犯罪情勢
 - (1) 全国的な犯罪傾向
 - (2) 釜山市内の犯罪実態
- 2 韓国の交通事故発生状況
 - (1) 全国的傾向
 - (2) 釜山市内の傾向
- 3 邦人犯罪の概況
- 4 邦人の犯罪被害事例
 - (1) ホテル宿泊客の強盗被害
 - (2) 慶州における女子大生行方不明事件
- 5 防犯諸対策
 - (1) 基本的心構え
 - (2) 一般的な安全対策
 - (3) 具体的な対策
 - ア. ホテルでの強盗・窃盗事件対策
 - イ. 昏睡強盗及び集団窃盗事件対策
 - ウ. 捜査官等を詐称する犯罪対策
 - エ. 一般的な路上犯罪対策
 - オ. 置き引き対策
 - カ. 外貨の持ち出し対策
- 6 緊急事態時の対処要領
 - (1) 緊急連絡網の概況
 - (2) 緊急事態時の対処要領
- 7 緊急時の連絡先

はじめに

国際社会の時代といわれる今日、約66万3千名(うち、韓国に6700名)に上る邦人が業務その他の目的で海外に長期滞在しており、年々増加の一途を辿っています。これらに在留邦人の他に、年間約970万名(うち韓国に約110万名)の短期邦人旅行者が渡航しています。

特に、近年は、海外在留邦人及び邦人旅行者の急増に伴い、邦人に関わる事件・事故等が増加しており、邦人の海外での安全確保がより重要な問題となっております。

本手引書は、こうした厳しい情勢を踏まえ、今後韓国(釜山)に渡航し、あるいは現に滞在している邦人の身の安全を図るために作成したものであり、その一助となれば幸甚です。

1 韓国の犯罪情勢

(1) 全国的な犯罪傾向

韓国の犯罪傾向は、昨今の高度経済成長に伴う人口の都市集中等による社会現象の多元化・多様化・急速なモータリゼーションの発展等によって、犯罪が悪質・巧妙化、広域化する質的変化をみせています。

第4、第5共和国の時代には沈静化していた犯罪の発生件数が、87年の民主化宣言以降急増の兆しを示しており、特に、殺人、強盗、強姦等の凶悪犯罪が増加しているのが特徴的です。

盧政権は、こうした犯罪多発の傾向に歯止めをかけるため、90年10月「犯罪と戦争」を宣布し、警察、検察等の治安機関が一体となった犯罪取締りを強力に推進しており、全国の市・道警察に特別捜査機動隊の設置をはじめ、地域防犯活動の強化などにより、民生治安の確保に全力を傾注しています。

(2) 釜山市内の犯罪実態

ア. 91年中の釜山市内の犯罪、特に、凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦）は、約680件発生しており、窃盗、暴力事件の発生も横ばいの状態にあります。

我が国の91年中の犯罪発生率（人口10万人当りの犯罪認知件数）と当地の犯罪発生率との比較をしてみると、

・殺人	= 日本	1.0	釜山	1.5
・強盗	= 日本	1.5	釜山	8.1
・強姦	= 日本	1.3	釜山	7.8

というように、強盗が本邦の5.4倍、強姦が6倍の高い発生率となっており、我が国と比較し治安はよくありません。

イ. 覚醒剤事犯については、治安当局の強力な取締りによって、ここ数年、検挙件数・人員及び押収量とも減少傾向にあります。しかしながら、常習密造犯が、一般に販売されている咳・鎮痛剤から覚醒剤を製造するといった特異な事件が摘発されるなど、ますます巧妙化・潜在化の傾向を見せています。また、使用者が中学生・高校生等の低年齢層や一般家庭の主婦等にまで蔓延しており、大きな社会問題となっています。

2 韓国の交通事故発生状況

(1) 全国的傾向

韓国では、急速な自動車の普及により交通事故が増加しています。91年中の交通事故発生総件数は、全国で257,345件（前年比プラス2,042件）であり、その内、事故死亡者は12,852人（前年比プラス527人）という状況にあります。（我国の昨年の交通事故死亡者は11,105人）

警察当局では、こうした数字から韓国での交通死亡事故の発生率（人口10万人当り）は、32人であり、これは世界ワーストワンの記録であるとしています。

当局の分析によると、

(1) 交通事故中、99.9%が運転者の過失による

(2) 交通死亡事故の半数は、道路横断中に発生

(3) 交差点付近の交通事故が多発

(4) 事故死亡者の13.4%は子供

といったことを特徴としてあげています。

当地報道機関は、「韓国人の慢性的運転習慣」として、

(1) 自分だけ走れたらよい……………自己中心主義

(2) 車線無視を常とする……………法規無視心理

(3) 待てない……………躁急

(4) 車社会への不慣れ……………蛮勇

の4点を指摘し（92年2月 国際新聞）交通事故防止を呼び掛けています。

政府は、92年を「交通事故減少運動」元年と定め、今後5ヵ年計画で各種事故防止施策を計画的に推進してゆくとしています。

(2) 釜山市内の傾向

釜山市は、全国6大都市の道路率が最も低く、近年に至って交通量の受容限界に到達しているといわれており、慢性的な交通渋滞、駐車施設の不足、生活道路と産業道路の混在等交通環境は劣悪な状態にあります。

当局の統計による91年中の釜山市内の交通事故発生状況は、総件数が44,681件(前年比プラス1,689件)であり、内交通事故死亡者が580名(前年比プラス39名)、負傷者は27,280人(前年比プラス898名)に達しています。

3 邦人の犯罪概況

(1) 91年中に、治安当局に検挙された邦人犯罪者(釜山管内)は、13件、24名で前年に比較し件数では3件の減少となっていますが、人員では8名の増加となっています。

罪種別では、現金、小切手等の規定以上の無申告持ち出しによる外国為替管理法違反によるものが多く、次いで関税法違反によるものとなっています。

(2) 当地在留邦人については、ここ数年、交通事故や犯罪等による被害の発生は認知していませんが、当地を旅行中の邦人については、慶州での女子大生行方不明事件、ホテル宿泊中における強盗事件、交通死亡事故加害等が発生しており、安全な旅行に心掛ける必要があります。この他にも、旅券・現金等の窃盗被害についても相当数の事件の発生があると思われませんが、当館に申告されないものも多く、実態は把握されていないのが実情です。

なお、91年中における旅券の紛失事案は50件で、年々増加の傾向をみせています。

4. 邦人の犯罪被害例

(1) ホテル宿泊客の強盗被害(平成4年5月)

Aさん(59歳男性)は、団体で観光旅行中、深夜宿泊先のホテル自室に帰り就寝しようとしたところ、ドアをノックする音に同僚が訪れたものと錯覚し、不用意にドアを開けたところ、刃物を持った強盗に襲われ、現金、貴金属を強奪されました。犯人は数時間後、現場付近で逮捕され解決しました。

(2) 慶州における女子大生行方不明事件(平成3年3月)

Bさん(24歳女子大生)は、一人で韓国観光のためフェリー便で入国し、慶州市内のユースホステルに投宿した後、客室に所持品の一部を残したまま行方不明となりました。Bさんに自殺・家出等の動機は全く無く、慶州警察署内に捜査本部を設置し、現在も捜査中です。

5. 防犯諸対策

当地における邦人被害の犯罪を分析してみると、犯罪の手口など比較的パターン化しているため、平素からその安全対策を考えておくことにより被害の発生を相当限度防止できると思われれます。

(1) 基本的な心構え

ア 自分の安全は自分で

当地は、比較的治安事情も良く生活環境にも恵まれています。自分と家族の安全は自分達で守るとの心構えが極めて重要です。

イ 「予防」こそが最高の危機管理

ウ 悲観的に物心両面の準備を行い、楽観的に実施

エ 最優先すべきは、住居対策

生活面の安全確保、すなわち住居の選択は最優先事項です。

オ 当地に早く溶け込むこと

隣人、コミュニティ、日本人会など様々な形で情報の援助を差し伸べてくれる個人や

組織と安全確保のためのネットワーク作りを心掛けることが重要です。

カ 保険に加入

物損の保証に止まらず、病院の診察費や緊急移送費も保証されるようなサービス範囲の広い保険に加入しておくこと。

(2) 一般的な安全対策

ア 住居の選択

基本的には、多くの在留邦人が住む地域を選ぶことが肝要です。当地のマンションについては、守衛などが24時間体制で出入りを監視しているので一応安心ですが、一階は地上から簡単に侵入されてしまうので、三階以上の方が安全です。

入居後は、ドア、窓、鍵等を点検します。窓枠はあるか、ドアの強度は十分か、かんぬきを付ける必用はあるか、鍵は2重(3重)になっているか等の点について注意して下さい。鍵は入居後に交換した方が安全です。(前住居者やそのメイド等が合い鍵を持つ可能性もある。)

イ 自宅にて

道の人を家の中に入れてはいけません。必ずドアの覗き窓より確認してからドアを開けます。

ウ 近所との付き合い

いざという時に一番頼りになるのは信頼できる隣人です。緊急時に助けを求めたり、「屋間、家の周囲を怪しい人物が動き廻っていたので気を付けた方が良いでしょう」等の情報を与えてくれるのも隣人です。

エ 日常生活上の注意

海外で安全に暮らすためには「目立たない」「用心を怠らない」「行動を予知されない」の3「ない」の原則を守ることが大切です。これは当然の事の様に聞こえますが、いざ実行してみようとする中々難しいものです。

犯人側は標的を選ぶとき、その土地で「目立つ」人を狙いがちです。車、服装等注意すべき点は多々ありますが、婦人の場合、外出する時には、必用ないならば華美な服装や装飾品は避けるべきです。カメレオンが周囲の環境に合わせて体色を変化させ、外敵から身を守るように、現地の環境に溶け込み「目立たない」存在になることが大切です。

また、毎日規則的な行動をしている人ほど狙いやすい標的はありません。犯人側にとり最も安全な場所で待ち伏せて攻撃できるからです。行動パターンをほんの少し変えただけで犯人側の意図を坐くことが出来ます。婦人の場合、もし毎日同じ時間に、同じルートで同じスーパーに買物に行くようでしたら、時々時間、ルート、買物場所を変えてください。

オ 公共輸送機関の利用

当地の交通マナーは悪く、運輸機関の利用には注意すべき点があります。例えば、タクシーについては、婦人だけが一人でタクシーに乗らないほうが無難です。どうしてもタクシーを利用しなければならない時は、夜間を避け、二人以上で乗るように心掛けてください。

カ 電話について

電話番号は必用がなければ電話長には載せないでください。電話がかかってきたら、まず自分の名前を言わずに、相手に最初に名乗らせます。

キ 子供の安全対策

最近、韓国内では、子供が誘拐される事件が相次いで起きています。邦人子女も例外ではなく、日本に居る時の何倍もの注意を払う必用があります。

(3) 具体的な対策

ア ホテルでの強盗・窃盗事件対策

(1) 部屋の出入口及び窓の施錠が完全で、外部からの侵入に耐えうるものかどうかを確認すること。

(2) 部屋の窓が近隣のビル等と接近し、賊が容易に侵入できる場所ではないかどうかを確認し、賊の侵入が可能と判断される場合は部屋の交換を要求すること。

(3)就寝前に、出入口・窓等の施錠を忘れずに行うこと。

(4)室内で強盗に逢った時は、金品を渡して抵抗しないこと。そうすれば、危害を加えられることはまずありません。できるだけ冷静を保ち、相手の身体的特徴や手口、逃走方向を確認し、そのあと近くの電話から警察等連絡すること。

(5)多額の現金及び貴重品は、部屋に置かず可能な限りホテルのセーフティ・ボックスに預けること。

イ 昏睡強盗及び集団窃盗事件対策

(1)空港、フェリーターミナル、観光地等で日本語で「日本語を勉強している」「日本のことを教えてほしい」などと接近してくる者を軽々しく信用しないこと。

(2)相手が一方的に観光案内をしてくれりとか、食事に誘ったりする場面に遭遇した場合は、必ず何か魂胆を持っていることを疑ってかかること。

(3)執拗に付きまとう者に対しては、最寄りの警察署(派出所)等に赴き、保護を求めること。

ウ 捜査官等を査証する犯罪対策

麻薬捜査等を口実に接近する者に対しては、相手に身分証明書の提示を求めるとともに、どういう種類の取締りをやっているのかを尋ね、場合によっては最寄りの派出所等への同行を求めること。

エ 一般的な路上犯罪対策

(1)当座必用のない小切手や現金は持ち歩かないようにすること。

(2)女性がショルダーバックを所持する場合は、ただ単に肩に掛けることなく首を通し、バックが体の前面にくるようにして持つこと。

(3)肩に掛けているバックやカメラをオートバイ、車に乗った者にひたたくられるケースもあるので、道を歩く際は道路寄りを避けるとともに荷物は車道側の手に持たないようにする。

オ 置き引き対策

(1)空港やホテルのロビーなどでは、手荷物は数秒間といえども床などに置かず、手から絶対に離さないこと。万一、床に置く時も足に挟んで置くのが望ましい。

(2)やむをえず、手荷物などから離れる場合には、最寄りの売店や喫茶店の従業員に、その旨依頼して離れること。

カ 外貨の持ち出し対策

(1)5千ドル相当以上の外貨(小切手、トラベラーズ・チェックを含む)を持ち込む場合は、入国時に申告し出国時に確認を受けなければなりません。

(2)入国時に申告した以上の外貨は持ち出せません。この申告をしないで出国時に5千ドル相当以上の外貨を所持していた場合には、外国為替法違反で処罰され、この場合には通常2週間以上拘留させられ、高額な罰金刑のほか、法務当局から退去強制等の行政処分が執行されます。

なお、上記の制限額は、韓国当局の事情により度々変更されることがあるので注意を要します。

6 緊急事態時の対処要領

(1) 緊急連絡網の概況

当館管内在留届提出者は、954名であるが、未提出者、短期滞在者等を含めると相当数の邦人が管内に居住していると推定されます。在留届提出者中、釜山日本人会加入者(321名)は居住地域又は職域単位で釜山、馬山、蔚山、慶州、浦項、亀尾に区分して、「緊急連絡網」を設定しています。同連絡網には治安機関、主要ホテル、病院等の関連連絡先が明示されており、毎年秋に補充・整備しています。

(2) 緊急事態時の対処要領

92年8月に釜山日本人会(邦人安全対策連絡協議会)、在釜山日本国総領事館が共同で作成した「緊急事態時の対処要領」(5頁)を御参照下さい。必要の場合には、日本人会又は釜山の日本総領事館に御相談下さい。

7. 緊急時の連絡先

緊急時の連絡先については、緊急連絡網にも記載されておりますが、主なものは次の通りです。

- (1)警察 (緊急事件の場合) 112番 (無料)
- (2)火災及び救急車 119番 (無料)
- (3)日本総領事館
釜山直轄市草梁洞1147-11
TEL (051) 465-5101~6
- (4)病院
 - 釜山大学付属病院 TEL 265-0101~9
 - 再海病院 TEL 623-0121~5
 - 浸礼病院 TEL 468-9331~7

参考資料

- 外務省「海外在留邦人調査統計」(1991.10.1現在)
- 法務省「日本人出国者数」(1991.10現在)
- 韓国法務研究院「韓国犯罪白書」(1990年版)
- 釜山市市政白書(1992年版)
- 釜山総領事館「在留者数調査統計」(1992年.10.1現在)

データ名：●濟州島「防犯の手引き」
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：2821
参照：7

●濟州島「防犯の手引き」
日本人心得
(緊急事態対処要領)

平成3年6月1日
在大韓民国日本大使館
濟州駐在官事務所

この心得は、緊急事態発生に対処する一応の基準を示したものです。
各自熟読の上、平素よりの心の準備をなし、緊急時に落ち着いて対処できるよう心がけてください。

第1 平素の心構え

1. 旅券等の保管

RESIDENCE CERTIFICATE (法務部発行) は常時携帯し、旅券及び貴重品は何時でもすぐ持ち出せるようにして下さい。

2. 金銭および食料の用意

少なくとも10日間位生活できる程度のウォン貨および外貨並びに食料を常時用意しておいて下さい。

3. その他の携行品の用意

移動を必要とする場合に備えて最小限次のようなものを平素から用意しておいて下さい。

(1) 衣類等

衣類 (行動に便利で、寒暑に充分耐えることができ、かつ、ことさらに人目をひくような華美なものでないもの)

履物 (行動に便利で、頑丈なもの)

着替え、手袋、雨具

(2) 食料品等

米、調味料、缶詰その他保存食料品 (鍋) 炊事用具

(3) その他の携帯品

緊急薬品、トランジスターラジオ、懐中電燈ライターまたはマッチ、ナイフ、水筒、洗面具、タオル、鼻紙、毛布等

第2 緊急心構え及びとるべき措置

1. 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、大使館事務所は、邦人保護の万全を期するため、韓国政府と綿密な連絡を保ちつつ、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行ない、邦人各位に随時通報するよう最大限の努力をしますので、平静を保ち、流言ひ語に惑わされたり、群衆心理にまき込まれる事のないように注意して下さい。

2. 情報の把握

緊急事態発生時には電話による連絡が不可能になる可能性がありますので、夫々状況に応じ、次のとおり対応して下さい。なお、次のいずれの場合においても邦人相互間の緊密

な連絡及びラジオ・テレビの聴取等により情勢の把握に努めて下さい。

(1) 電話による連絡が可能な場合

当事務所より連絡網を通じ連絡が行われます。

(電話：51-2501, 住所：済州市2徒1洞1775-16)

(2) 電話による連絡が不可能な場合

事態が切迫した場合は、NHK海外放送により、在留邦人向けの避難情報を流すこともありますので、放送に注意して下さい。

同波数及び放送時間帯は次のとおりです。

9.675KHZ：5.7.9.11.17.18.21時の毎正時から30分乃至2時間

7.140KHZ：5.7.9.11.21時の毎正時から30分乃至2時間

なお、米軍は、緊急時における在韓米国人に対する情報伝達的手段として、米軍放送(560KHZ)を使用することとしているので、これを聴取することも参考になります。

3. 大使館事務所への通報等

現場の状況により通報する必要があると判断される場合特に、自己又は他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるときは、迅速、かつ、詳細にその状況を大使館事務所に通報して下さい。

4. 事前引揚げ

各自又は派遣元の会社等の判断により、逐次本邦へ引揚げることは勿論差支えありませんが、その場合にはその旨を大使館事務所へ報告して下さい。引揚げに際しては、老人、婦女子、病弱者、緊急用務のない者から先に引き揚げるのが望ましいと思われます。また、場合によっては、大使館事務所より、老人、婦女子、病弱者等に対し、早期に引揚げよう勧奨することもあります。

データ名：中国【安全の基礎】
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：12388
参照：28

KAN00010 中国【安全の基礎】
中華人民共和国
People's Republic of China

出入国時の留意事項

●査証

原則として中国の在外公館で事前に入国査証を取得する必要がある。例外的に、中国の空港、港に着いてその場で査証を取得できる場合もあるが、これは中国側が経済取引などのため招聘した人で、急を要したため事前の査証申請が間に合わなかった場合とか、生命危篤の病人見舞いなどやむを得ない場合に限定されている。

査証の取得には、中国側受け入れ先の招請状が必要だが、観光などの短期訪問は簡略な措置がとられている。なお従来、中国での支店や駐在事務所、合弁会社等に就業目的で訪中するビジネスマンや留学生等の長期滞在者が、手続きの簡略な観光目的の査証でいったん入国し、その後国内の公安局で就業・留学等の査証への変更申請を行うことが運用上広く認められていたが、1988年7月以降、北京市では、この変更を原則的に認めないこととなった。したがって、このような目的で入国する場合は、当初から中国の在外公館で就業・留学等の査証を取得する必要がある。北京市以外の地方では、まだ従来の運用も行われているかもしれないが、可能な限り当初から本来の入国目的に相当する査証を取得することが望ましい。

中国へ永住または1年以上滞在する場合は、査証申請の際に健康証明書の提出が必要とされている。当該健康証明書の様式は「外国人体格検査記録」として、在日中国大使館、領事館に備えられてあり、この様式の検査項目に従い、日本国内の医療機関（特に指定はないが、私立の医療機関である場合は保健所など公的機関による認定書の添付が必要）で健康診断を受ける必要がある。検査項目のうち「化驗室検査」についてはエイズ検査（HTLV-Ⅲ）および梅毒血清凝集反応検査の結果を明記してあることが必要である。さらに1991年4月以降は、入国に際し国境衛生検疫所において、血液検査の検査表（原データ）自体の提出が求められるようになり、所持していない場合、中国国内で再度血液検査を受けなければならない場合がある。

在留延長手続は、査証（あるいは居留証）の期限が切れる前に公安局に申請しなければならない。

●出入国審査

入国の際には旅券、査証、入国カード、健康申告カードを提示あるいは提出する。出国の際には、旅券、出国カード、中国での滞在資格を示す査証あるいは居住証を提示または提出する。これらの書類を所持していなかったり、提出を拒んだ場合、公安部や国家安全部が認めない場合は、出入国できない。

●外貨申告

外国人の外貨の持ち込みに特に制限はない。ただし、入国時と出国時に手持ち外貨を申告する必要があり、入国時の申告額より多額の外貨は持ち出せない。

中国では従来、外貨との兌換が可能で外国人が使用する外貨兌換券と一般の人民元の2種類の通貨があったが、1994年1月1日付で、兌換券が廃止され、人民元に一本化された

。兌換券を持っている場合は、ひとまず米ドルに両替し、あらためて、人民元に交換することになる。

●通関

通関ではひとつひとつ厳しくチェックは行われませんが、抜き打ち的に荷物のチェックがある。申告に際しては正直に申告すること。電気製品、カメラなど入国時に持ち込みを申告したものを持ち出さないときは、原則として100%の税が課せられる。魚・肉等の生ものや思想上問題のある雑誌類、ポルノなどは持ち込み禁止であり、特にビデオテープの持ち込みは厳しくチェックされる。骨董類などで、持ち出しが禁止されているものもある。

身の回り品以外の外国製品には税がかけられるので、入国時に身の回り品を申告しておく必要がある。長期滞在者が自家用として使用する電気製品、家具などについては、滞在地公安局発行の外国人居留民証を税関に提示すれば、一定数量について、関税免除が受けられる。

なお、税関申告書は出国時までなくさないよう所持すること。

滞在時の留意事項

●滞在届

中国の査証は「入国許可」と「滞在許可」を併せて証する形になっている。短期の旅行などでは査証に滞在許可日数の記載があり、特に滞在届を出す必要はない。ただし、中国に永住しようとする人、中国で就業あるいは就学(留学)する人の場合は、査証の滞在許可日数欄は空欄となっており、入国後10日以内に居住地の公安局に対し居留証(1年以上滞在予定者)、または臨時居留証(1年未満)を申請して交付を受け、それによって滞在許可日数を定めてもらわなければならない。申請を遅滞すると、罰金等の処罰を受けるだけでなく、滞在許可を得られず国外退去に処せられることもありうる。

居留証の申請の際には、健康証明書の添付が必要とされている。したがって、申請者はまず日本国内の医療機関の健康診断書(「外国人体格検査記録」の検査項目を満たすもの)を当該地域の国境衛生検疫所に提出し、認定の後で健康証明書の交付を受ける必要がある。

日本での健康診断の検査項目が不十分の場合(特にエイズ検査[HTLV-Ⅲ]および梅毒血清凝集反応検査の結果)および日本で受けてこなかった場合には、現地の国境衛生検疫所で検査を受けなければならない。

居留証の有効期間は1年ないし5年で、在留の事由により公安局が定める。居留証などの内容に変更があるときや居住地を移転する場合は、必ず公安局に届ける必要がある。また、居留証は常時携帯する義務がある。なお、前述のとおり長期滞在者の査証には滞在許可日数が記載されていないので、旅券を携帯していても居留証を携帯していないとホテルでの宿泊を拒否されるので要注意。

短期の観光客、出張者などホテル宿泊者は、チェックインする際に地方公安局への登記簿(滞在届)に記入するシステムになっている。

●旅行制限

中国には場所によって旅行制限があるが、1993年8月現在で開放都市は919となっており、全国の主要都市はほぼ外国人に対して開放されている。非開放都市へ行く場合、あらかじめ査証取得の段階で申請するか入国後最寄りの公安局に申請して旅行証明書の発給を受けなければならない。旅行証明書の発給を受けずに非開放都市に旅行すると、罰金等の処罰を受けるのみならず、国外退去に処せられることもありうる。

●写真撮影の制限

特に制限はないが、開放都市の中でも軍事施設などは外国人の立ち入りが禁止されており、写真撮影はできないので注意すること。一部博物館、美術館で写真撮影が禁止されているところがある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

中国では麻薬類の持ち込み、所持、使用を厳しく取り締まっている。ヘロイン、覚醒剤、コカイン、大麻などいかなる麻薬類も絶対に持ち込んではいならない。違反した場合は厳罰に処せられる。

●不法就労

居留証、臨時居留証を未取得の人および留学生は、中国労働人事部の許可がなければ就業できない。許可のない就労行為は違法。違反した場合は、その程度により警告、注意、拘留、期限付出国、即時出国などの措置がとられる。

●治安維持

外国人の政治活動は禁止されており、その活動に応じて処罰の程度も異なるが、たとえ処罰は受けなくても次に訪中する際、なかなか許可が下りない場合もある。

●その他特殊取締

1989年以来、時期により強弱はあるが、中国全土で六害（売春、賭博、麻薬、人身の誘拐・売買、ポルノ、迷信を利用した犯罪）追放運動を展開しており、特に日本人が売春の相手方となったとして検挙される例がよく見受けられる。最近罰則を強化する動きもあり、慎重な行動が望まれる。

中国には各種の古美術、骨董品が多いが、文化財の国外流出防止のため、持ち出しが禁止されている品も多いので要注意。雲南省で珍種の蝶を違法に捕獲して処罰された日本人もいる。

また、最近の日本語学校「就学」熱に乗じ、訪中して中国国内で当局の許可なく学生募集活動を行うものが増えているが、これも違法であり、許可されない。

体制の異なる国であることを考え、公の席で党・政府を批判したり、中国人の威信を傷つける言動を行うことは厳に慎むべきである。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

戦後40年以上経過した現在でも、中国人の間に戦争の傷跡はなお残っており、たとえば酒に酔って軍歌を歌いひんしゆくを買ったというケースもある。また、少数民族は漢民族と異なる風俗・習慣をもっているため、少数民族の地域に行く場合はその習慣等にも配慮する心がけが必要。

一般的に、中国の人々は日本人の言動に敏感なところがあるので、滞在中は節度ある態度や行動が望まれる。

安全のためのひとくちアドバイス

欧米諸国と比べると治安は良いが、最近は犯罪も増加の傾向にあり、現金や旅券の盗難（特に混雑しているところでのスリに注意）にあう外国人も少なくないので、十分な注意が必要。盗難の被害にあった場合には、最寄りの公安局外事課または外国人出入管理処に届け出たうえで、旅券については遺失証明書（「報失護照証明」）を入手すること。また最近銃器その他の凶器を使用した強盗が全国的に発生し、日本人の被害も発生しているので注意を要する。

健康上の留意事項

地方では伝染病、寄生虫病予防のため食事の際の衛生面に十分注意すること。水は必ず煮沸したものを飲む。

個人経営の飲食店には衛生的に問題のあるところもあり、病死した豚の肉の使用や食用油の代わりに工業用油を使用したことによる食中毒も発生しているため注意を要する。

その他、A型、B型肝炎も比較的多く、特に冬期に定期的に流行するので、長期滞在者

は衛生に十分配慮することと、肝炎の予防接種（A型・B型）を受けることも考慮すべきである。

●上海

外国人がよく利用するホテル等の飲食店の衛生状態には問題はない。最近、個人経営の飲食店が多くでき外国人の利用者も多くなったが、衛生状態が必ずしも良くないところもあるので注意が必要。

特に、冬期にはA型肝炎が毎年定期的に流行し、最近では1988年の1月から2月にかけて大流行して30万人以上の上海人が罹患したほか、在留日本人も数名罹患した。流行時には特に注意が必要で、よく火の通った物を食べ、貝類、カニ類は避けたほうがよい。

また、上海は特に水が悪いので、生水は絶対に飲まないで、湯冷ましやミネラル・ウォーターを飲むようにすること。

●広州

広州は年間を通じて湿度が高く、6月から9月までは特に気温も上がるので、食べ物については日本以上の注意が必要。また、飲み水は煮沸してから飲むか、ミネラル・ウォーターや蒸留水を買うようにする。

野菜や果物はよく洗い農薬を洗い流すように心がける。ホテルに住む場合にはテニス、水泳、アスレチックジム等ホテル内の設備を積極的に利用し、気分転換、体力維持に努める。

医療水準・施設は日本に比べ相当遅れている。軽い症状や緊急を要するものを除いて、できるだけ香港へ出るか帰国したほうがよい。特に歯科治療については、出発前に必ず済ませるほうがよい。

●瀋陽

衛生状態があまり良くないうえ、肝炎等の風土病もあるので、一般外国人客の利用するホテル、飲食店以外の場所では飲食を控えたほうがよい。生水は飲めないで、ホテルに備え付けの湯冷ましを飲むか、外国製ミネラル・ウォーター、蒸留水を買うようにする。

冬になると、工場から排出された煤煙等により大気が汚染され、スモッグの発生が多くなる。

外国人用病院として設備・スタッフの比較的完備した総合病院もあるが、常に健康管理に留意し、疾病にかからぬよう努力することが肝要である。

また、娯楽施設が少ないので、長期滞在者については自分なりの趣味を見出すことが必要である。

●大連

海産物は豊富にあるが、肝炎等の予防のため、日本料理専門店でない中華レストランの刺身等には気をつけてほしい。

緊急時の連絡先

●北京

〈警察（公安）〉 Tel.110

〈消防〉 Tel.119, 550100

〈出入国管理事務所〉

北京市公安局外国人管理処

査証課 Tel.55-3102

外事課 Tel.55-2729

〈救急センター〉 Tel.601-4433（代表）

サービス台 Tel.55-5678

〈病院〉

中日友好医院
外国人外来 Tel.422-2951, 2952
代表 Tel.422-1122
協和医院
外国人外来 Tel.512-7733 (内線568, 569)
夜間外国人救急 Tel.512-7733 (内線217)

●上海
(警察 (公安)) Tel.110 または 3215380
(救急) Tel.120 または 3244010
(消防) Tel.119
(電話案内) Tel.114
(出入国管理事務所)
上海市公安局出入境管理处 Tel.3294000
(病院)
上海市第一人民医院 Tel.3240100 (代表)
華東医院 Tel.2563180
華山医院 Tel.2489999

●広州
(警察) Tel.110
市公安局外事科 Tel.3331326
(救急車) Tel.120
(火事) Tel.119
(病院)
中山医科大学第一附属医院外賓診室 Tel.7778223 (内線3231)
広州市第一人民医院外賓診室 (5号楼) Tel.3333090

●瀋陽
(警察) Tel.110
(救急車) Tel.3863333, 120
(火事) Tel.119
(公安局)
瀋陽市公安局外国人管理处 Tel.2826445
(外国人の事故・盗難等を取り扱う。日本語も可)
(病院)
遼寧省人民病院 Tel.4810196 (代)
Tel.4810167 (中国人幹部, 外国人専用)
中国医科大学附属病院 Tel.3863731 (代)

●大連
(警察) Tel.110
外国人入国管理所 Tel.264-1014 (外国人の事故, 盗難, 犯罪。日本語可)
(火事) Tel.119
(病院) 大連港病院 Tel.262-2927 (外国人専用病棟有り。日本語可)
(救急車) Tel.120 (363-1000)

在外公館アドレス

●大使館
在中華人民共和国大使館

Embassy of Japan, 7 Ri Tan Road, Jian Guo Men Wai, Beijing, People's Republic of China (北京市建国門外日壇路7号)

Tel. 532-2361 (代表)

(同領事部および文化部)

北京市亮馬河南路塔園外交弁公大樓1-5-1

Tel. 532-2361 (代表)

●総領事館

在上海総領事館

Consulate-General of Japan, 1517 Huai hai Road Central, Shanghai, People's Republic of China (上海市淮海中路1517号)

Tel. 4336639 (代表)

在広州総領事館

Consulate-General of Japan, Garden Tower, 368 Huanshi Dong Lu, Guangzhou, People's Republic of China (広州市環市東路368号花園大廈)

Tel. 3338999 (花園大廈代表) 内線7165, 7166, 7358

在瀋陽総領事館

Consulate-General of Japan, 50 Shisi Wei Lu, He ping Qu Shenyang, Liaoning, People's Republic of China (遼寧省瀋陽市和平区十四緯路50号)

Tel. 2820340, 2820443, 2820948

●駐在官事務所

在大連駐在官事務所

Branch Office in Dalian, Consulate-General of Japan at Shenyang, 6 Bao He Street, Zhongshan Ward, Dalian, Liaoning, People's Republic of China

(遼寧省大連市中山区保和街6号)

Tel. 2649887, 2653390

データ名：●北京「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：7659

参照：20

●北京「防犯の手引き」

治安、防犯等についての心得

1. 概況
2. 公安当局とのトラブルとその防止対策
3. 緊急事態に備えての留意事項
4. 邦人の犯罪被害状況とその防止対策
5. その他中国で心得べき事項
6. 緊急連絡先

平成5年2月1日

在中華人民共和国日本国大使館

1. 概況

中国は、公表されている1991年の数字によると、年間の刑事事件の発生件数は230万件強、検挙率は60%を上回っており、治安状態は比較的良好です。ただ、最近の傾向を見ますと、1992年2月のトウ小平の南方視察以来、いわゆる改革開放政策が一層加速されたことによるめざましい経済的進展に伴い経済至上主義的な傾向がますます強くなり、中国人社会においては詐欺、横領、密輸などの各種経済犯罪をはじめ、強盗、窃盗などの財産犯罪が多発しております。ことに強盗事件は凶悪化の傾向にあり、銃器、刀剣や爆発物を使用し、数人の集団でこれらの犯罪を行なう例が多数発生し、関係当局も再三取締強化の運動を展開している状況で、邦人が犯罪の被害者となる危険性も増大しているといえます。

2. 邦人の犯罪被害状況とその防止対策

邦人が被害者となる犯罪の中で最も多いのは、やはり盗難です。空港、駅、観光地等での置き引き、友誼商店、繁華街等でのスリによる盗難がしばしば発生しております。また、ホテルの客室内での盗難、窃盗事件も発生しております。1992年にはホテル従業員に変装して客室内に侵入した犯人により邦人旅行者が殺害され、所持金を奪われるという事件も発生しました。

犯行の手口も悪質化し、スリでも複数の共犯者が後方から財布等をスリ取るといった事案も発生しています。

また自動車のエンブレム等の部品、車内の衣服、カメラ等の盗難、自動車自体が盗まれる事案も発生しています。

従来、中国においては、関係当局が外国人の安全に注意を払い、外国人に対する犯罪に対しては厳罰主義で臨んでいることもあって、外国人が強盗の被害に遭うことはまれでしたが、ホテルでの強盗殺人事件は当初から日本人を狙った犯行であり、今後、日本人を目標とした犯行が増大するおそれは大きいと言えるでしょう。

このような犯罪の被害に遭わないためには、隙を見せず、常に周囲の状況に注意した行動をとるようにすることが重要でしょう。具体的には、盗難に対する対策としては、

(1) 貴重品を携帯しているときには常に手に持つようにし、手から離してスーツケース、カウンター上等に置かないようにすること。

(2) 旅券、現金、小切手帳等は一つの手荷物に入れるのではなく、別々の場所に分散して携帯すること。

(3) 現金は当座必要な限度額以上のものは持ち歩かないこと。

(4) ホテルでは、貴重品の保管にはフロントのセーフティボックス等を利用し、自室に置かないこと。

(5) 住居、自動車の窓・扉の施錠を励行し、自動車の駐車場所も人目のある場所を選ぶようにすること。

等の配慮が必要だと思います。

強盗或は傷害等の事案に対する対策としては、

(1) 夜間の一人歩き（特に人通りの少ない場所）は避けること。

(2) 一人又は少数で行動するときには常に周囲の状況に気を配り、不審者に対してはその行動に注意するとともに、自身の言動にも注意すること。

(3) 女性は露出部分の多い刺激的な服装による外出は避けること。

等の心構えが求められるでしょう。

3. 緊急事態に備えての留意事項

現在中国の政治情勢は比較的安定しており、1989年のいわゆる天安門事件のような事態が発生する危険性は減少しておりますが皆無という訳ではなく、日頃からの備えは大切ですし、また大規模地震等の自然災害は何時発生するとも限りません。そこで、特に弔辞滞在される方について種々の緊急事態に対する留意事項をいくつか挙げますと、

(1) 食料の備蓄

日頃から適量の食料・飲料水等を留保しておく。

(2) 車両の確保

日頃から現地人運転手・車両借上先等との人間関係に留意し、緊急時に車両の提供を受けられるように心掛ける。

(3) パスポート・貴重品の整理

パスポート、居留証、現金等について日頃から保管場所に留意し、退避などが必要となった際、直ちに持ち出せるよう備える。

(4) 安全な場所への避難

自己の居住地が騒乱の中心から近いなど、危険が予測される事態となった場合には、空港に近い安全な区域にあるホテル等に一時避難することを考慮する。

(5) 緊急連絡体制の確認

大使館では、北京市内の在留邦人が多数居住されている住居を中心に住居別緊急連絡網を作成しているところ、随時自己の前後の連絡網が有効に機能することが望まれる。休暇等で不在になる場合は自己の前後の順位の者に連絡しておく。

(6) 海外放送の聴取

中国の報道は、緊急事態に正確な情報を収集するには適していないので、できれば短波放送受信機を備え、日頃から海外放送を聴取する習慣を作ることが望ましい。

4. その他中国で心得べき事項

中国の対外開放の進展には目を見張るものがありますが、中国を訪問する観光客等がそのような中国の現状に気を許し、あるいは誤解して軽率な言動を取った場合には一般の中国人の心情を傷つけたり、関係当局より嫌疑をかけられることにもなりかねません。

中国において注意或は慎むべき事柄としては次の諸点が挙げられます。

(1) 風紀事犯

開放化政策の進展にともない、風紀事犯の増加も認められるところ、中国では風紀事犯についての取締が厳しく、かつ売春の相手方となることにより検挙されることは不名誉なことであるのみならず情状によっては拘留、罰金等の処罰のほか強制退去処分を受ける恐れもあります。また、ポルノ雑誌等についても取締の対象となる場合がありますので注意してください。

(2) 軍歌の放歌高吟等

ホテル、レストランでの内輪の宴会の席上で軍歌を歌ったり、サービス員に対し横暴、軽薄

な行動を取る例も見受けられますが、このような行ないは心の奥底において厳しい反日感情を抱いている中国国民の民族感情を逆撫でし、傷つけることになるので十分慎むべきです。

(3) 外国人立入禁止区域への立入

対外開放地区が中国の殆ど全域に及んでいる今日においても、国境周辺地域或は辺境地域においては外国人立入禁止区域がまだ多数設けられております。邦人旅行者の中には立入禁止区域の標示に気づかず進入し、写真撮影、昆虫の採集等を行ない関係当局より罰金に処せられ、或は強制退去になった例や地元住民との間でトラブルが発生した例があります。国境地帯への旅行等に際しては慎重な行動をとることが望まれます。

(4) 外貨の不正取引

ホテル付近、観光地、自由市場等で米ドル或は外貨兌換券の不正買い入れを行なう中国人がいて、警察当局は摘発に努めています。また、その種中国人が支払う人民元をごまかし、或は偽札を渡した例もありますし、これに抗議しようとした邦人が逆に暴行を受けて負傷させられる事例も発生しております。やはり、かかる不正に関与しないことが望まれ、「君子危きに近寄らず」の心構えが肝要でしょう。

(5) 公安当局とのトラブル

いわゆる天安門事件からすでに3年半が経過し、現在、中国の政治情勢も比較的安定してはおりますが、中国公安当局は6月4日前後を初め、4月15日の胡耀邦元総書記の命日、5月4日の五四運動記念日等には警戒警備を強化しており、この時期に警備中の公安職員等を撮影し、カメラ、ビデオカメラを一時的に押収され、フィルムを没収された例等が発生しております。また、現場の公安職員による暴行事件も発生しております。このようなトラブルを防止するため、警戒警備が行なわれている場合の注意事項として、

(1) 治安当局が警備警戒を行っているような場所において、その実施にあたっている当局官を撮影する等刺激するような行動は控えること

(2) 興味本意でその様な場所に行かないこと

(3) 不要不急な夜間の外出、特に一人での外出は避けること

(4) 外出する場合には、身分証明書を携帯すること

等が肝要かと思えます。

5. 緊急連絡先

主な公的機関の連絡先は次のとおりです。

(1) 日本国大使館 (北京市建国門外日壇路7号)

同 領事部 (北京市朝陽区亮馬河南路塔園弁公大樓5階)

○執務時間

月曜日～金曜日

午前9時～正午、午後2時～午後5時30分

○電話 532-2361 (代表)

(休日、夜間宿直 532-1709)

(2) 公安局 (我が国の警察に相当する)

緊急事件の場合の電話番号

(我が国の110番に相当する。)

電話 110番

(3) 救急車

北京市救急総站

電話 120番

(24時間体制。但し有料)

(4) 病院

中日友好病院 (北京市和平里桜東路)

電話 422-1122 (代表)

(外国人外来受付)

422-2951 (昼間)
2952 (夜間)

データ名：●広州「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：8636

参照：17

●広州「防犯の手引き」

防犯の手引き

1992年10月

在広州日本国総領事館

—はじめに—

わが国の国際化の進展による邦人の海外旅行者、在住者の増加に伴い、海外で事件、事故に巻き込まれる事例も増大し、海外での安全対策の確保がますます重要になっております。

一般、当地在住・滞在の皆様が安全に過ごされるための参考として、防犯の手引きを作成しました。当地に長く滞在されている方にとっては目新しい点はないかもしれませんが、新たに赴任される方にとっては、なんらかのお役に立つのではないかと考えられます。

本手引きは、今後とも更に充実したものにして参りたいと考えておりますので、皆様の生活体験に基づくご意見などお気付きの点がありましたら、総領事館までご連絡下さい。

1. 基本的心構え

当地在留邦人の安全確保は、中国当局が第一義的に責任を負っており、当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、領事館は邦人保護の点から必要な措置をとりますが、事件・事故の処理は捜査を含めて当国の主権のもとに、中国当局の責任で処理されることになります。

従いまして、常日頃から皆様ご自身が安全対策に関する問題意識を持つと共に、当地在留に伴う相応の自助努力が当然求められることになり、次の点に心がける必要があります。

(1) 安全のための基本の理解

日本人はとかく海外での安全意識の欠如を指摘されますが、海外での安全の基本は、一般に(1)警戒を怠らない、(2)行動を予知されない、(3)目立たないの三原則を遵守することにあるといわれています。

(2) 安全に関する情報収集

安全のための情報収集は、海外生活では欠かすことのできないトラブル防止策です。日頃から新聞・雑誌・テレビ・ラジオ（特に緊急時はラジオ・ジャパンやBBC等の国際放送は貴重なソース）のニュースに最低限の関心を払う必要があります。

(3) 緊急時の連絡先の把握

総領事館・消防・警察・会社関係・信頼できる近隣者（日本人及び中国人）・病院等の緊急連絡先を明らかにしておくとともに、在留邦人相互間の緊密な連絡体制を確立しておく必要があります。特に3カ月以上の滞在の場合は、総領事館に在留届をする必要があります。（これは総領事館からの緊急連絡用に使用されます。）

2. 広東省の治安情勢

広東省内の犯罪発生件数は、省政府の発表によれば、約8万件（1990年）で、大部分が窃盗等の軽犯罪です。しかし近年の傾向として、殺人や強盗などの凶悪犯罪が増加していると言われ、密輸などの経済犯罪、窃盗、こそ泥等各種犯罪が発生している旨中国紙上で報じられています。

当地において邦人が受けた被害はほとんどが置き引き、すりといった盗難被害であり、旅券の盗難・紛失で届けのあったものだけでも、90年37件、91年27件、92年1月～9月40件（前年同期19件）あることからみても、実際の盗難被害件数はかなり多いと思われます。

3. 防犯対策

(1) 屋外での盗難被害に対する防災対策

ア. 置き引き

最も被害の多い手口で、ホテル・空港などでのチェックイン（アウト）時、駅周辺、公園などで休息中、あるいはレストランでの食事中に荷物から目を離した僅かな（ほんの数秒）すきに盗難にあっています。所持品は視線外に置かないことはもちろんのこと、体から離すことのないよう注意が必要です。

イ. すり

駅、出入境所などの人混みの中や、混雑した乗り合いバスに乗車した際あるいは買物中に、ショルダーバッグやウエストバッグから貴重品を抜き取られる、または気付かないうちにバッグを鋭利な刃物で切り裂かれ現金などを盗まれることもあります。混雑した場所や乗り合いバスを利用する場合には、ショルダーバッグは必ず体の前に抱えるなど十分な注意が必要です。

またウエストバッグはそこに貴重品や現金が入っていることを教えているようなもので、スリに狙われたり、ひとり歩きの際に、集団で襲われたりする原因となります。

レストランで食事中に椅子にかけた上着のポケットから貴重品を盗まれるケースも多くなっています。

ウ. ひったくり、暴漢

路上や公園などで被害にあうことがあります。一般的に犯人（通常数名からなる）は目星をつけた人物を尾行し、すきをついて行動に移ることから、常に周囲に対する警戒が必要です。外出時は可能な限り両手をフリーにし、手荷物は持たない方が安全でしょう。現金はできるだけ持ち歩かないようにし、たとえ持っていたとしても財布の中身や財布を出すところをできるだけ人に見られないようにする用心が大切です。

エ. 車上狙い

駐車などで一時車を離れる場合、たとえドアのロックをしたとしても、車内に携帯品を置くことは危険です。仮りに貴重品がなくても、窓ガラスを破られる恐れがあります。

(2) 住所における防犯対策

ア. 一般的なチェック項目

(1) 緊急連絡先の電話リストはあるか。

(2) 自宅付近の地理、警察、消防、病院等の場所を知っているか。

(3) 有事の際に、気軽に援助を求めることができる人がいるか。

(4) 隣人、管理人と仲良くしているか。

(5) 有事に備え、家族間の連絡方法、連絡先、その他（血液型）を常に持っているか。

イ. 家屋外周（特に独立家屋の場合）

(1) 門に施錠しているか。

(2) 庭等の照明は良いか。

(3) 塀の高さは十分か。

(4) 塀の周囲によじ登るのに都合のよいものはないか。

(5) 植え込み、生け垣は隠れ場所とならないよう十分刈り込んであるか。

ウ. 玄関施錠

(1) 玄関の鍵は二重（1ドア2ロック）以上になっているか。

(2) 鍵は頑丈に取付けてあるか。また、ドア自体の素材は丈夫なものか。（鉄板入りのものが望ましい）

(3) ドアチェーンはあるか。

(4) 覗き窓はあるか。

(5) 鍵は全て正常に働くか。

(6) 家族以外で鍵を持っている者はいるか。特に新規に入居の場合は、前住者がスペアキーを持っている可能性もあり、前住者が職場同僚など安全が確保される場合を除き、鍵を取替えることが望ましい。

また、鍵を盗難、遺失した場合、特に鍵と一緒に住所の特定可能な手帳なども盗難、遺失した場合は、即刻鍵を別なものと交換すること。(即日空き巣に入られた例がある)

(7) 予備鍵を玄関近くの植木鉢、郵便受け、マットの下等に隠していないか。

エ. 窓

(1) 地上階の場合、全ての窓に鉄格子があるか。

(2) 全ての窓にロールダウン式の錠戸があるか。

(3) 夜間、長期不在時には錠戸を閉めているか。

(4) 使用しない窓は永久封鎖されているか。

(5) 窓から侵入するのに利用されそうな物件を放置していないか。

オ. 寝室

可能な限り寝室に施錠を設け、有事の際に避難室として利用可能にする。

カ. その他

(1) 消火器はあるか、また使用方法に習熟し、かつ正常な状態か。

(2) 現金・貴重品は、持ちだすことのできない固定式金庫に保管してあるか。

(3) 貴重品・電気製品の製造番号を控えてあるか。

(4) 盗難にあった場合、現場保存の上、警察に連絡するよう家族にも徹底されているか。

(5) 家屋に侵入しようとしているものや、すでに侵入しているものがある場合、どう行動するか家族に徹底されているか。

キ. 使用人

(1) 使用人の身元、家族、友人など可能な限りの調査をしているか。

(2) 緊急の場合、どこへ連絡するのか、またどのような行動をとるか徹底させているか。

(3) 必要以上に家庭内の私事、行動予定を話していないか。

(4) 解雇する場合は、恨みをかわないように相手を納得させた上で解雇しているか。

ク. 外出時

(1) 玄関、窓の施錠を確実にしたか。

(2) 一見して留守とわかる書置きをドアなどに張っていないか。

(3) 鍵を玄関近くに隠して外出していないか。

(4) 暗くなると自動的に照明がつくような設備があるか。

(5) ラジオあるいは部屋の1室の電灯をつけたままにしておくなど、家人がいるように見せる工夫をしているか。

4. その他一般的留意事項

(1) 交通事故

当地は自動車、オートバイ、自転車が多いため、市街地は常時ごったがえしています。自動車の運転マナーが悪いうえに、自転車や歩行者が交通ルールをほとんど守っていないため、常に交通事故発生危険性があります。

広東省での交通事故発生件数は24,000余件で、死者3,478名、負傷者15,100余名に達しています(1989年)。当地では自動車優先のため、人混みの中に警笛を鳴らしながら突っ込んでいく車両をまま見かけます。このため特に歩行者の道路横断時は危険ですので、信号機だけに絶対の信頼を置かず、左右の確認はもとより、周囲の交通状況に十分な注意が必要です。

(2) 外貨の不正取引

外資系ホテルや友誼商店など外国人が集まりやすい場所には、外国人から外貨あるいは外貨兌換券を不正に購入しようとする中国人がいて、チェンジマネーなどと声をかけてき

ます。警察も摘発に努めていますが、彼らの誘いに乗ってしまうと、外貨管理法という中国の法律を犯すことになり、場合によれば身柄を拘束されることにもなりかねませんので、絶対に関わりを持たないようにして下さい。

(3) その他

現在広東省では「七害追放」といって、ポルノ、売春、婦女子の誘拐・売買、麻薬の売買・不法吸引、賭博、封建的迷信の悪用、組織暴力団の取り締まりに力を入れています。当然のことながら、これらに手を出したり、参画したりすると、処罰の対象となります。

5. 緊急連絡先

(1) 在広州日本国総領事館 (広州市環市東路 368号花園大厦)

○開館時：月～金曜 午前9:00～午後5:30

第二、第四土曜 午前9:00～午後12:30

(第一、第三、第五土曜日および日曜祝日は休館)

代表電話 3338999 (内線 7165 7358 7363)

直通電話 3343090 3343009

○閉館時：夜間、休日等

代表電話 3338999 (花園大厦内の領事館員自宅へ)

(2) 警察

電話 110 (広州市内)

広州市公安局外事科：電話 3331326

(3) 救急車

電話 120 (広州市内)

(4) 病院

外国人専用の診察窓口がある広州市内の病院

○広州市第一人民医院5号楼 (人民北路、電話3333090)

○中山医科大学第一附属医院外賓診室 (中山二路58、電話7778223内線 323)

同医院には日本語の堪能な外科医の呂明德博士がいる。(電話7755766 内線 22214、または自宅7779919)

データ名：●上海「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：10264

参照：19

●上海「防犯の手引き」

防犯の手引き

1993. 1. 28

在上海総領事館

1. 上海の治安状況

上海は改革開放の下で急速な経済発展を遂げていますが、治安情勢は比較的安定していると言えます。市政府の発表によれば、1992年の犯罪件数は前年に比べて12.4%減少し、また、犯人検挙率は6%増加しています。犯罪の大部分は窃盗事件で、殺人・強盗等の凶悪事件も目立っています。

日本人が被害に遭った事件は、1988年に殺人1件、強盗1件が発生していますが、最近では窃盗事件が主となり、1990年に7件、1991年に15件、1992年(1月～11月)には3件発生しており、これは平均、1箇半月に1件の割合で発生していることとなります。

2. 防犯対策

(1) 貴重品の保管

貴重品は部屋内といえども不用心に放置しておかず、きちんとカバン等に鍵をかけて保管するか、セーフティ・ボックスに預けるのが一番です。移動の際は、旅券や現金又は航空券などは必ず身に付けて注意を払い、スリの被害に遭わないようにして下さい。なお、現金は一ヶ所にまとめて置かず、分散して保管するのが良いと思われま

す。また、日本人は貴重品をバックに入れて持ち歩く傾向にありますが、レストランでの食事中、テーブルの下等に置いたバッグがトイレ等へ一寸席をはずしたスキに盗まれ置き引きに遭ったという被害もありますので、この点にも十分注意して下さい。

(2) ホテルのラウンジ等での注意

ホテルのラウンジやその周辺などには、明らかに宿泊客ではないとみられる者が見受けられ、外国人旅行者に何とか話しかけた上、隙をみて所持品を盗むことがありますので、十分な注意が必要です。

(3) 暴力バー

ホテルの周辺や繁華街の路上においては、夜、客引きが横行し、甘言を用いては怪しげなバー等に連れ込み、不当なお金を要求する事例が増加しています。彼らは、片言の日本語で、誘いかけてきますが、気を許してしまうと、一寸した飲食にもかかわらず後で暴力的に相当多額の飲食代を取り立てられ大変なことになりますので、絶対に相手にしないことです。また、最近では手口が悪質化し、バーに連れ込んだ後、飲食物の中に睡眠薬らしきものを混入するという話もあり、要注意です。

なお、こうした被害に遭った場合は、すぐに警察に届け出て下さい。

3. 一般的留意事項

(1) 外貨の不正取引

外資系ホテルや友誼商店或いは街角などでは、外国人から日本円等の外貨又は外貨兌換券を不正に購入しようとし、「チェンジ・マネー」と言って個別に話しかけて来る者がいます。こうした者の誘いに乗ってしまうと、「外貨管理条例」により処罰されますので、絶対に関わりを持たぬようにして下さい。なお、外貨を交換しようとする場合には、指定

された機関（銀行、ホテル等）で行うようにして下さい。

(2) 「六害」追放運動

中国では現在、「六害」追放運動と称して、「ポルノ、売春、婦女子の誘拐・売買、麻薬の売買・不正吸引、賭博、封建的迷信の悪用」の六つの害の取締を強化しています。これらの犯罪のうち、日本人が売春の相手方となって警察に検挙されたという事例もよくありますので、絶対に関与しないようにして下さい。最近、ホテルのエレベーター内で声をかけてくる場合もありますので、要注意です。

なお、麻薬犯罪の処罰は特に厳しく、最高刑は死刑となっています。

(3) 骨董品の持ち出し

中国の骨董品の海外持出しは、文部管理委員会の認証した印章がなければできません。印章が付いていない場合は、出国の際トラブルの原因にもなるので、注意して下さい。友誼商店その他信頼のある店で購入する場合は問題がありませんが、この場合でも領収書は確実に保管し、出国時に税関より要求があった場合は速やかに提示して下さい。

(4) 衛生

中国では生水は飲めません。特に上海は水質の悪い地域ですので、「飲用可」の表示がない限り、ホテルであっても生水は飲まないで下さい。飲料用としては、ミネラルウォーターか煮沸した後の湯冷ましを使用するようにして下さい。

なお、上海は1988年（1月～2月）にA型肝炎が大流行しましたが、その後、衛生状態はたいぶ改善されてきました。しかし、今でも時に肝炎に罹患する邦人も見受けられますので、手洗いの励行はもちろん、不衛生な場所での飲食、貝類の食用等には十分注意して下さい。

4. 交通事故

上海市は人口密度が高いうえ、道路が狭く、また、年々自動車、自転車が增加（現在、自動車は24万台、自転車は600万台）していることもあって、市街地は常時、人と自転車、自動車とが入り乱れてごった返り、車の渋滞もひどくなっています。

特に、歩行者と自転車は交通マナーが悪く殆どが信号機その他の交通規則を守っておらず、また、当地は車優先のため強引な車の運転も目立ち、常に交通事故発生の危険性を有しています（昨年4518件の事故が発生し、死者は591名、負傷者は1813名）。このため、道路を横断する際には、青信号を過信せず左右の安全をよく確認し、かつ、周囲の交通状況にも十分注意する必要があります。

なお、中国では車は右側通行で、国際運転免許証は使用できません。

5. 緊急連絡先

(1) 日本総領事館（上海市淮海中路1517）

電話 4336639

(2) 警察

上海市公安局外国人管理出入境管理处（上海市漢口路210）

電話 3723030

(3) 救急車

上海市医療救護大隊

電話 120

(4) 病院

華東医院（上海市延安西路221）（24時間体制）

電話 2483180

上海市第一人民医院（上海市北蘇州路190）

電話 3240898

華山医院（上海市烏路木齊12）

電話 4311600

上海厚誠口腔医院（上海市長樂路666）

電話 2476748（日本人医師は1名勤務）

上海の犯罪&防犯アラカルト

在上海日本国総領事館(1993.1)

・上海の治安情勢

上海の治安状況は、比較的良好と言えます。しかし、80年代前半までの時期と比べると、近年の犯罪件数の増加は顕著となっています。例えば、1990年には、刑事事件は総数31,255件発生（人口10万人当たりの発生率では、243.6件）し、うち、殺人、強盗等の凶悪犯罪の発生率は約1/3の9,575件となっています。

【日本人の被害】

こうした犯罪の増加は、近年、商用、観光等で上海を訪れる多数の邦人（年間約30万人）や在留邦人（約1400人）にとっても、被害の危険性が高くなっていると言えます。

日本人の被害としては、1988年に殺人1件、強盗1件が発生しておりますが、最近では窃盗事件の被害が主となり、1990年に殺人7件（うち、検挙3件）、1991年に15件（うち、検挙10件）、1992年11月現在では3件の盗難が発生し、3年間で合計25件（平均して約1箇月半に1件）発生しています。

上海の犯罪の発生率（10万人当たり243.6件）は日本の場合（1324.0件）と比べて大幅に低くなっていますが、「金持ち日本人」のイメージから、日本人を対象とした盗難をはじめ、各種事件の一層の多発が予想されます。このため、「自分は大丈夫」などとは絶対に思わず、異国の地上海で事件に遭わぬよう被害の防止には十分御注意願います。

上海での最近の邦人の被害例を下に、防犯上の諸注意点を紹介しましたので、参考として下さい。

・防犯アラカルト

【スリ】

人が混雑する時間・場所（例：雑技場の終了時、商店街のバーゲン時、土産物店）はスリの絶好の機会です。商店街での買い物や雑踏の場所等では、常にスリを意識して貴重品を確認するように心掛け、おかしいと思ったらすぐに所持品をチェックすることが大切です。よく、上着の内ポケットに財布を入れますが、スリもプロです。容易にスラれますので注意して下さい。ズボンの左右のポケットは、比較的被害に遭いにくいと言われていますが、後ろポケットが一番危険ですので避けて下さい。

【置き引等】

空港、ホテル、レストラン等で、故意に日本語等で話しかけ相手に隙を与え、或いはトイレ等で相手が一寸目を離れた隙に、素早く携帯品を持ち去るといったものです。このため、カバンなどは「絶対に手から離さない、目を離さない」心掛けが必要です。特に、レストランでは、バッグを椅子の背にかけたり、テーブルや椅子の上に置いたまま席を立つたりすることは、「勝手に持って行ってくれ」と言わんばかりの事です。更に、車の中に置いた手荷物も危険です。ドアロックをしてもガラスを破られることもありますので、車内に荷物があることが目に触れぬよう、車外に持ち出すかトランク内に保管することが大切です。

【暴力バー】

邦人がたびたびこの被害に遭っています。昨年の5月には、邦人2人が市内の暴力バーで、ビール2、3本で22万円を強奪されそうになった事件が発生しており、また、これより少ない額での被害も多数発生しています。

ホテルの前や繁華街では、夜、日本人目当ての客引きが横行しておりますが、彼らの口車に乗ってしまうと、大火傷を負うことにも成りかねません。最近では手口が悪質化し、バーに連れ込んだ後、飲物の中に睡眠薬らしきものを混入するという話も耳にします。仲間と一緒にいたらと油断をせず、信用のおける店での飲食をお勧めします。

【白タク】

空港などで、親しげに話しかけてくる人物には、要注意です。片ことの日本語でタクシーに乗せて目的地まで故意に遠回りするなどし、法外のタクシー代を請求してきます。旅行者、特に日本人旅行者は、見知らぬ人でもすぐ信用してしまうと言われております。それが、彼らの付け目でもありますので、日本語で親しく話し掛けてくる人物は、軽々しく信用しないことです。そして、「変だな」、「危ない」と思ったら、はっきりと「ノー」と言う勇気が必要であります。なお、一般のタクシーでも、中には、地元の上海人乗客が故意に遠回りされ、不当な料金を（15元のところを22元）要求されたので抗議したところ、運転手に暴行を受けたという新聞記事もありましたので、注意する必要があります。

【空き巣】

外出から帰宅し空き巣に入られたことを知って、ショックを受けない人はまずいないと思います。幸いにも、現金、貴重品が被害に遭わなかったとしても、後味の悪い、いやな思いが続くものです。また、泥棒が強盗に居直る危険性さえあります。

このため、自己の財産はもちろん、生活そのものの防衛のためにも空き巣に入られないよう、特に次の点に十分注意する必要があります。

・用もないのに、アパートの部屋の前や家の周囲を徘徊したり、観察している人物を見つけたら、無関心を装うことなく、「何か用ですか」と声を掛けたり、相手と目を合わせたりすることが必要です。そして、「どうもおかしい」と感じたら、遠慮なく管理人や公安局へ通報することが大切です。

・外出の際、入り口やドアの窓に鍵を掛けて行くのは当然のことですが、更に、貴重品は、必ず鍵のかかる丈夫な引出し、金庫等に入れて置くことが大切です。タンスの衣装の中や置物の下、裏等に隠しても、泥棒は一旦入ったら最後、部屋の中のものすべてを引っ掻き回しますので、すぐに発見されてしまいます。

また、鍵も容易に発見されない場所に保管する必要があります。例えば、貴重品入れの鍵を他の丈夫な引出し、金庫等に入れ、更に、その引出等の鍵を他の場所に隠すという方法もあります。工夫次第でいろいろの方法があると思います。

・不幸にも泥棒が部屋内に入り物色中に会ったら、すぐにその場から逃げます。そして、身の安全を確保した後に近隣に向かって大声で助けを求めることです。逃げずにその場で大声を出したりしますと、泥棒は強盗に変身し、更に人質としたり危害を加える恐れがあり、大変危険です。泥棒も家人の発見、通報（そして、逮捕）が怖いので、家人が逃げ大声をあげられますと、これまでの例から、恐怖の余り一目散に逃げるケースがほとんどであります。

なお、泥棒に入られた場合は、勝手に片づけず、公安局の担当官が来るまでそのままの状態にしておくことが大切です。

データ名：●中国東北三省「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：11967

参照：12

●中国東北三省「防犯の手引き」

中国東北三省（遼寧、吉林、黒龍江省）治安・防犯の手引き

平成4年10月1日
在瀋陽日本国総領事館

—はじめに—

当地在住の日本人の皆様や今後、業務・留学等で当地に赴任予定の方々、更には旅行等で当地を来訪される邦人各位の安全上の御参考になればと考え、今般、この「治安・防犯の手引き」を作成しました。あわせ、ご一読頂ければ幸いです。

なお、本手引きは、今後、更に改訂を加えて参りたいと考えておりますので、手直しすべき点や追加すべき情報等ありましたら、随時、当館（担当：TEL220135）まで御連絡下さい。

1. 基本的心構え

当地在留邦人の安全確保は、第一義的に中国政府が責任を負っており、当地で邦人が事件・事故に遭遇した場合は、捜査も含めて、当国の主権のもとに、中国側当局（具体的には、省市の公安庁・公安局ならびに外事弁公室等）の責任で処理されることとなります。

この場合、総領事館は、邦人保護の観点から所要の側面的援護措置をとることとなりますので、事件事故の当事者の方は、この日中双方の関係を基本認識としてふまえられた上で対応していただくこととなります。

事件事故を未然に防止し、また事件事故が実際に発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために、皆様におかれましては、常日頃から最低限次の点に心掛ける必要があるかと思われす。

(1) 安全のための基本原則

海外における安全の基本は、一般に、(1) 警戒を怠らない、(2) 行動を予知されない、(3) 目立たない、の三原則を各自が遵守することにあると言われており、中国においても例外ではありません。

(2) 現地国民との相互理解

これは、ご存じのように中国においては中々やっかいな問題であり、共産体制という束縛を常に念頭に置きつつ、中国人との相互理解に努めていくこととなります。

ごく常識的な日本人から見れば、公共の場における中国人のマナーや空港税関職員の応対ぶりなどには理解しがたい側面があり、非常に不愉快な思いをすることも度々ですが、いかなる事態に直面しても「ここは中国であり日本ではないのだ！」という基本認識の下に、沈着冷静に対応することが望まれます。日本人特有の正義感（義憤）や公共道徳観念に駆られて、中国人の非礼をたしなめたところで、先方には通用しないばかりか、より大きなトラブルを招く原因となるケースが一般的です。

《例1》大連空港のチェックインカウンター前で順番待ちのため並んでいた日本人の一行が、突然割り込んできた中国人政府関係職員の高圧的な態度に腹を立て、口頭で注意したところ、口論となり、乱闘騒ぎにまで発展した。

また、当地は、戦前、日本軍によって侵略された歴史的背景があり、中国民衆の日本人に対する特別の感情は、普段の生活において表面化することは殆どありませんが、日本人のかかわる事件事故が発生した場合、当該邦人の被害を予想外に大きくする一因になりかねないことを認識してください。換言すれば、トラブルに遭遇した時こそ、普段にも増して節度ある慎重な言動を心掛けていただきたいということです。

《例2》瀋陽市内の公道で、日本人が自家用車を運転走行中、対向車と接触事故を起こした。事故そのものは比較的軽微であり、人身被害も無かったが、事故証明を受けるため、現状をとどめた状態のまま運転手を現場に残し、同乗者が最寄りの公安局に通報に向かった。その後、ものの5分も経たぬうちに黒山の人だかりとなり、日本人の起こした事故ということを知って興奮した数名の中国人が、車を叩いたり持ち上げて横転させようとした。日本人運転手は身の危険を感じ、その場から脱出しようと試みたが、黒山の群衆に取り囲まれて一触即発の状態となったところに、公安局員が駆けつけ、事無きを得た。

*当地で交通事故を起こした場合は、程度の如何にかかわらず、必ず現地公安局より事故証明を受けて下さい。事後の保険金支払いに際しても、必ず事故証明が必要です。

(3) 安全に関する情報収集

安全のための情報収集は、海外生活では欠かすことの出来ないトラブル防止策です。日頃から、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ（特に緊急時は、BBCやラジオジャパンから得られる情報は貴重）のニュースに最低限の関心を払う必要があります。

(4) 緊急時における連絡先の把握

総領事館、所属する日本人団体（日本商工クラブ、日本人クラブ等）、本邦留守宅、公安局、消防、病院、信頼できる中国側関係者等の緊急連絡先を明らかにしておく（できれば一覧表を作成しておく）とともに、外出時も携帯するよう心掛けてください。

旅行者におかれては、旅行ガイドブックに掲載されている現地機関の連絡先が変更になっている場合もありますので、事前に領事館等に確認を入れるなどして、現時点における正確な緊急連絡先リストを作成携帯されることが望ましいと思われます。

また、在留邦人におかれては、日頃から邦人相互間の緊密な連絡体制を確立しておくことが肝要です。現地に日本人団体が存在している場合は、積極的に加入されることをお勧めします。特に、三か月以上の長期滞在をされる場合は、旅券法第16条により総領事館に『在留届』を提出していただく必要があります。これは、緊急時に領事館から連絡や保護を受けるための基礎資料となるほか、現有旅券の更新、紛失旅券の再発給、各種証明を受ける際にも必要です。

2. 当地治安情勢及び防犯の手引き

(1) 一般治安情勢

比較的治安良好と言われている中国ではありますが、改革開放政策の定着促進により経済が発展している反面、地域格差も助長され、特に都市住民の間では年々拜金主義の傾向が顕著となっています。

この傾向を反映し、公安当局の統計によれば、中国における刑事犯罪の約80%が窃盗犯罪です。東北三省においても、犯罪の6～8割が主に金銭目当ての窃盗犯罪であるとされています。この他、犯罪全体に占める比率は低いものの、殺人、強姦、放火、麻薬、売春、賭博等の犯罪も発生しています。

また、犯罪者の若年化と集団化が進んでおり、3～5人ほどの不良グループによる犯罪が頻発しています。

なお、交通事故の発生も最近深刻になっています。

(2) 邦人関連の犯罪

上記(1)の情勢を反映し、邦人が被害に遭う犯罪の約8割が、置き引き、ひったくり等の窃盗犯です。

ちなみに、1990年から92年の三年間に当領事館が取扱った邦人関連の事件事故等件数は下記のとおりです。

自動車事故	4件 (負傷者5名、いずれも重傷)
泥酔による転落事故	1件 (死亡1名)
火災	2件 (死亡1名、負傷者1名)
暴行傷害被害	2件 (負傷者2名)
脅迫恐喝被害	2件
現金・旅券等の窃盗被害	20件
現金・旅券等の紛失 (盗難か否か不明のものを含む)	12件
所持金を使い果たしたことによる 困窮相談	2件
邦人の行方不明事件	2件
精神異常邦人	2件

このほか、当地における邦人の疾病保護が7件(死亡1名、入院4名)、邦人が加害者となったケースとして、暴行傷害1件、売買春6件(公安局の摘発を受けた件のみ)、外国人未開放地区侵入1件となっています。また、例年、夏になると、主に大連において海産物の食あたり事例が発生しています。

(3) 防犯対策

邦人関連の犯罪被害のうち圧倒的多数を占める窃盗被害について、当地の傾向は次のとおりです。

*最も多いのが置き引き。次いでスリ、ひったくりの類。稀に、刃物で脅しての路上強盗等、凶悪な手口もみられる。

*日本人とわかって犯行に及ぶ場合と現地中国人と錯覚して犯行に至る場合の二通りのケースに大別される。中国では、外国人相手の犯罪は罪が重くなるので、前者の場合は犯人も真剣である。

*被害場所は、ホテル(ロビー、レストラン、事務所、自室)が最多。次いで、路上、バス・列車内、交通機関の切符購入窓口等…となっています。また、飛行場やホテルのチェックイン(アウト)時也要注意です。

*季節的には7~9月の夏場に多発しています。また、発生件数は年々増加しています。

*盗難品は、旅券、現金、トラベラーズチェック、航空切符、免許証等の身分証明書類、カメラ等貴重品などです。これらの大事なものを収納していたハンドバック等の小物入れをちょっと目を離した際に盗まれるといった事例が代表的です。

なお、当領事館に届けがあるのは旅券の紛失を伴うケースがほとんどですから、(旅券以外の)現金・貴重品類の盗難紛失は、実際には当館で把握している件数より相当多いものと推測されます。

*所持品の盗難紛失に気付いたら、速やかに最寄りの現地公安局に届け出てください。特に旅券紛失の場合は、公安局より「紛失旅券証明書」を受けた上で、当領事館にご相談ください(照会窓口 TEL 220446、休日夜間 TEL 712486)。

ただし、残念ながら、過去の紛失事例によれば、いったん紛失した旅券の大半、現金・貴重品類の場合は100%、本人の元へはもどってきておりません。

窃盗対策としては、正直なところ決定的な有効策はありませんので、上記の傾向を認識していただいた上で、皆様各自が最大限防犯のための自助努力を実施していただくことにつけるのではないかと思います。

ただ、一般的に申し上げられることは、

◎殊更に派手で人目をひくような服装や行動は慎むこと。

◎見ず知らずの者から気安く声をかけられたら、十分に用心する。

◎外出時は可能な限り両手をフリーにし、手荷物は持たないほうが安全。旅券・現金等貴重品はハンドバック類に収納せず、なるべく懐中に（身体の外部に離さないように）保管する。ホテルで食事の際、貴重品の入った小物入れを隣の椅子の上に置いて盗まれたり、旅券と現金を背広の内ポケットに入れ隣の椅子の背に掛けておいたところを盗まれたりするケースが頻発しています。

◎路上でタクシーを拾う場合でも、所持品・携帯品を常に視線内に置く（視線外に置かない）よう心掛ける。ホテル、空港におけるチェックイン（アウト）時も同様。

◎ホテルの自室内に居る時は、必ずドアの内鍵をかけ、来訪者があった場合は、必ず相手の人相風体、訪問目的を確認してからドアをあける習慣をつけること。ろくに訪問相手のことを確認せずにドアをあけることは厳禁。

◎ホテルの事務所や自室に入室する際は、尾行者の有無を確認した後に入室する習慣をつけること。最近、ホテル内の自室や事務所の鍵をあけて入室しようとした際、後ろからつけてきていた中国人グループ（2～4人）から背中に刃物を突き付けられて強引に室内に侵入され、金目の品を奪い取られるという悪質な犯罪が発生しています。

◎当地においても、件数は少ないものの、街頭で複数名（一般に2～5名程度）の中国人に取り囲まれ刃物等で威かされて現金類を強奪される（その際、抵抗しようとして身体を負傷した邦人男性もいる）事件が発生しています。このような凶悪犯対策としては、不審な者が近づいてきたと思ったらできるだけ人気の多いところに走って行って大声で救援を求めるなどして難を避けることです。しかし、不幸にして取り囲まれてしまった後の対応としては、生命身体の安全を最優先し、犯人への抵抗や独力による犯人の追跡は絶対避けるべきです。

◎海外旅行者にとっても長期滞在者にとっても命の次に大切なのはパスポートと言われるほど、旅券の保管には万全を期してください。

当地において旅券を盗難紛失した場合、本国外務省に連絡し当該旅券の発給事実確認を行う必要がありますので、再発給には4日～15日を要します。

紛失旅券の再発給の手続きに必要なものは、次のとおりです。

- (1) 写真3枚
- (2) 現地公安局発行の「旅券紛失証明書」1通
- (3) 紛失の経緯を記載した顛末書1通
- (4) 印鑑（無ければ、ぼ印でも可）

なお、特に旅行者の方で、早急に帰国を希望される場合は、旅券の再発給に替え、一時的救済措置として「帰国のための渡航書」を発給しています。

「帰国のための渡航書」発給手続きに必要なものは、次のとおりです。

- (1) 写真3枚
- (2) 現地公安局発行の「旅券紛失証明書」1通
- (3) 本人の日本国籍、氏名等の身分事項を確認するための資料…具体的には、日本の運転免許証、戸籍謄本（抄本）、身分証明書類
- (4) 紛失の経緯を記載した顛末書1通
- (5) 印鑑（無ければ、ぼ印でも可）

この「帰国のための渡航書」は、原則として申請の翌日に発給できますが、本人が上記(3)の資料を所持していない場合は3～7日かかります。従いまして、旅行者や短期出張者の方々は、ごめんでも、予め旅券のコピーをとっておくとともに、日本の運転免許証等の身分証明書類は旅券とは別に保管されることをお勧めします。

窃盗被害の他、当地で特に注意すべきは、自動車事故です。上述のように、ここ3年間でも年に1～2件の人身事故（邦人が重傷を負った事故）が発生しています。

ご自分で車を運転する場合は、とにかくスピードを出しすぎないことが肝腎です。当地では、自転車や歩行者の不意のとびだしや直前横断は日常茶飯事ですし、車同士の衝突・追突事故も多発しています。特に、冬期は、路面が凍結する上、スパイクタイヤやチェーンの着用が禁止されているので、運転には細心の注意が必要です。

他者の運転する車に乗る場合も、運転手がスピードを出しすぎたり荒っぽい運転をしていると感じた場合は、安全運転に努めるよう要請してください。

また、不幸にして事故が起きた場合に備えて保険には必ず入っておいてください。特に旅行者や短期出張者の方は、日本を出発する前に、海外での交通事故に係る保険に必ず入っておいてください。

以上、当地における治安と防犯について、ごく一般的な事項につき申し述べて参りました。内容的に至らぬ点多々あるかと存じますが、在留邦人の方々や旅行者の方々が、当地における滞在期間中、安全で快適に過ごしていただくための一助としてとご活用いただければ幸いです。

(丁)